

令和5年度規制改革推進のための国際連携事業

データの越境移転に係る国内のニーズに関する動向調査

調査報告書

令和6年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

「令和5年度規制改革推進のための国際連携事業（データの越境移転に係る国内のニーズに関する動向調査）」は、経済産業省委託事業として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が実施したものです。本報告書を引用・転載する際は、出典を明記していただきますようお願い申し上げます。

目 次

第 1 章 調査概要	1
1. 背景と目的	1
2. 実施内容及び実施体制	2
第 2 章 DFFT に関するこれまでの取組の成果	4
1. 国際会議における検討の経緯	4
2. 国内における検討の経緯（データの越境移転に関する研究会）	7
第 3 章 DFFT に関する今年度の取組の成果	9
1. G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合／G7 広島サミット（2023 年 4-5 月）	9
2. G7 デジタル・技術大臣会合（2023 年 12 月）	12
3. 国内検討体制の確立（経済産業省・デジタル庁共催検討会等の設置）	16
第 4 章 「国際データガバナンス検討会」の開催	17
1. 開催概要	17
2. 実施記録	20
3. 今年度の成果と今後の検討方針	38
第 5 章 「国際データガバナンスアドバイザリー委員会」の開催	40
1. 開催概要	40
2. 実施記録	42
第 6 章 データの越境移転に関する企業認証制度の啓発活動	49
1. 実施概要	49
2. 実施結果	51

第1章 調査概要

1. 背景と目的

近年、急速に社会のデジタル化が進む中で、デジタル社会の付加価値の源泉となるデータの自由な流通確保の重要性がますます高まっている。最近では、生成 AI 等をはじめとする先端技術の利活用が急速に進み、プライバシーやセキュリティ、知的財産権の保護等のデータの信頼性確保に関する課題に加えて、データの品質確保など、データに関する新たな課題への対応も求められている。

同時に、各国のデータの越境移転に対する懸念の高まりを背景として、データの越境移転に関する各国の規制の強化やローカライゼーション要求などの、いわゆるデジタル保護主義的な規制制度の導入が急速に進みつつある。しかし、それらの目的や内容が、国や地域によって大きく異なるために、その対応のための負担は大きく、我が国企業の活動にも大きな影響を与えている。

このような状況の中、G7 議長国を務める機会を活用して日本が 2019 年に提唱した「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT : Data Free Flow with Trust）」のコンセプトの具体化を進めるべく、2023 年 4 月の G7 デジタル・技術大臣会合では、DFFT 具体化に向けて取り組むべき優先分野と、それに取り組むための国際枠組みである「Institutional Arrangement for Partnership（IAP）」の設立について、G7 各国と閣僚レベル及び首脳レベルでの合意が行われた。

上記のような背景を踏まえて、本事業では、DFFT の具現化に向け、G7 で合意された IAP において、データの越境移転に関する我が国企業等の国内ステークホルダーのニーズを踏まえた具体的かつ有意義な提案を行うために、国内外の取組に関する情報収集及び分析を行うとともに、有識者会議における検討を実施した。また、DFFT の実現に関連する取組の一環として、「グローバル越境プライバシールール（GCBPR）」認証制度について、その利用をさらに拡大するための普及啓発活動を実施した。本報告書は、これらの成果を取りまとめたものである。

2. 実施内容及び実施体制

2.1 実施内容

本事業の実施内容は、以下のとおりであった。

(1) DFFT に関する取組の成果の振り返りと国内の取組に関する情報収集

DFFT は、2019 年 1 月にスイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）にて当時の安倍総理が提唱して以降、我が国から世界に発信される重要なコンセプトとして議論・検討が行われてきた。本調査では、これらの取組の成果を振り返るとともに、今年度、その取組をさらに推進するための情報収集等を実施した。

本項の成果は、第 2 章及び第 3 章に示す。

(2) 国内検討体制の確立

DFFT に関する過去の議論の成果も踏まえつつ、今年度は、IAP の創設及び日本からのイニシャルプロジェクトの提案が行われた。また、これらの取組について国内ステークホルダーのニーズを収集し、具体的な検討を行う会議体として、国内の産学有識者による「国際データガバナンス検討会」及び国内企業の経営者等も含む「国際データガバナンスアドバイザー委員会」を設置・開催した。

本項の成果は、第 4 章及び第 5 章に示す。

(3) データの越境移転に関する企業認証制度の啓発活動

2022 年に新たに設立が宣言された個人データの越境移転に関する企業認証制度である「グローバル越境プライバシールール（GCBPR）」の認証企業増に向けて、普及啓発に向けた制度改善提案の検討を行うために、ユーザー企業計 10 社へヒアリングを行い、その結果をとりまとめた。また、CBPR 認証制度の普及啓発を目的として、対面でのワークショップを福岡、大阪にて計 2 回開催し、運営事務を行うと共に、事後アンケートの結果から参加企業の CBPR に対する意見の集約を行った。

本項の成果は、第 6 章に示す。

(4) 報告書の作成

上記の調査・活動内容を取りまとめた調査報告書（本書）を作成した。

2.2 実施体制

本調査の実施体制は、下図のとおりであった。



図 1 本調査の実施体制

本調査は、経済産業省 商務情報政策局 総務課 国際室からの委託事業として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が実施した。

第2章 DFFT に関するこれまでの取組の成果

1. 国際会議における検討の経緯

DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）は、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトである。

DFFT は、2019 年 1 月にスイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）にて、安倍総理（当時）が提唱し、2019 年 6 月の G20 大阪サミットにおいて各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれた。

DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の提唱

- 2019年1月、ダボス会議において、安倍総理が「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT）を提唱
- 2019年6月、G20大阪サミットにおいて、DFFTの意義・役割を明示した首脳宣言に合意

<（2019年1月23日）ダボス会議 安倍総理演説（抜粋）>



5年前の私の約束は、今でも同じです。古くなった規制を変えるため、私は私自身をドリルの刃として、突き抜け続けます。成長のエンジンは、思うにつけもはやガソリンによってではなく、ますますもってデジタル・データで回っているのです。

よく私たち、WTOの改革が必要だと言いますが、とすると、いまだに農産品ですとか、物品の世界で、つまり距離や国境が重要になる世界で、私たちは考えています。新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、私たちの新しい経済にとってDFFTが、つまりData Free Flow with Trustが最重要の課題となるような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。

<（2019年6月29日）G20大阪首脳宣言（抜粋）>

プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティに関する課題に引き続き対処することにより、我々は、データの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。（中略）このようなデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）は、デジタル経済の機会を活かすものである。



図 2 国際会議における DFFT の提唱（2019 年）¹

2019 年の G20 大阪サミット後も、G7 や G20 等において DFFT についての議論は続けられ、2021 年 4 月に英国で開催された G7 デジタル・技術大臣会合において「DFFT に関する協力のための G7 ロードマップ」（図 3）が採択された。本ロードマップでは、「データローカライゼーション」、「規制協力」、「ガバナメント・アクセス」、「優先分野におけるデータ共有アプローチ」の 4 つの協力分野での作業が提案され、同年 6 月の G7 サミットで承認された。また、同年 8 月にイタリアで開催された G20 デジタル経済大臣会合の閣僚宣言においても、DFFT の重要性和課題が再確認された。

¹ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第 1 回資料 3
(<https://www.digital.go.jp/councils/global-data-governance/2a2d8255-8558-4606-945b-3c61f71338c3>)

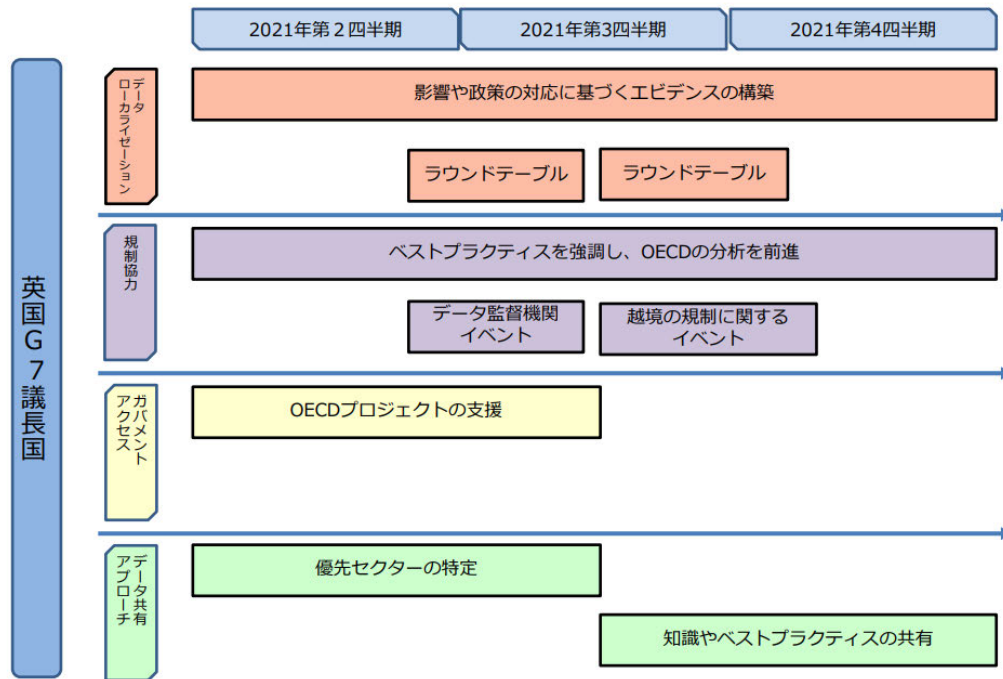


図 3 「DFFT に関する協力のための G7 ロードマップ」(2021 年 6 月)²

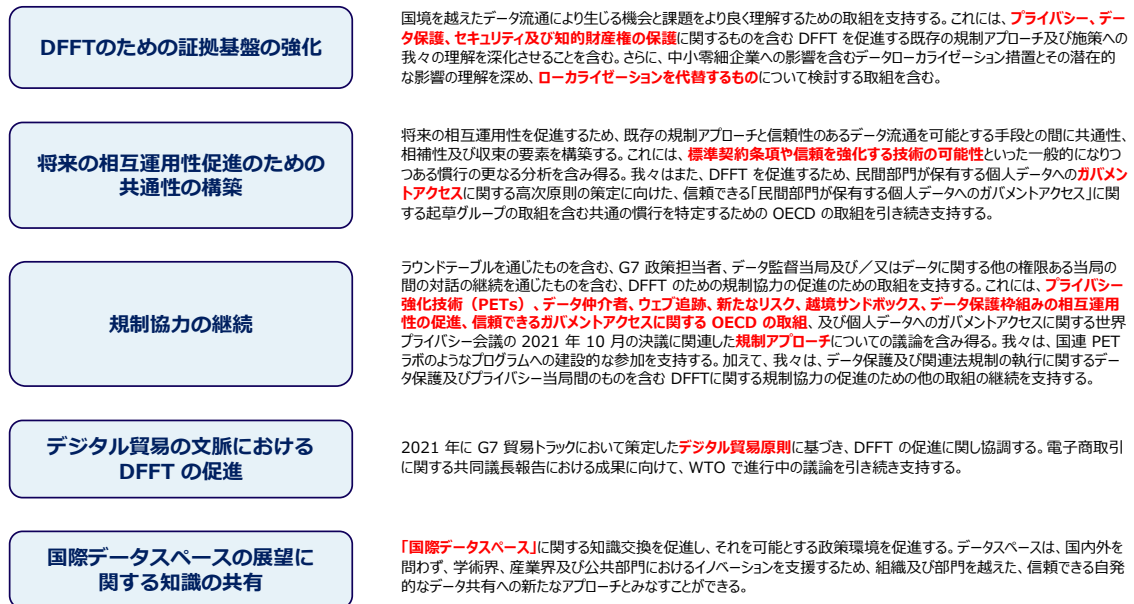


図 4 「DFFT 促進のためのアクションプラン」(2022 年 5 月)³

² 総務省「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進」（2022 年）

³ 経済産業省「デジタル大臣会合 附属書 1 信頼性のある自由なデータ流通の促進のための G7 アクションプラン」（2022 年）に基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

上記のような国際会議における検討の進展を踏まえて、以下のような国内の様々な分野において、DFFT に関する具体的な検討が始まっている。

2. 国内における検討の経緯（データの越境移転に関する研究会）

2019年に日本が提唱した DFFT の具体化の一環として、データの越境移転に係る相互運用可能な枠組みの検討を進めるべく、2021年（令和3年）度に、経済産業省に、国内の産学有識者による「データの越境移転に関する研究会（通称：DFFT 研究会）」が設置され、検討が開始された。

(1) 2021 年度の議論

2021年度の研究会では、データのライフサイクルと越境移転における障壁及び各国のデータ関連規制を整理した結果、越境移転規制の対象となる情報や越境移転が許容されるための要件、国内保存・国内保管義務の有無や内容といった各国法令における規定が国によって大きく異なっており、グローバルに事業展開を行う企業の各国法令への対応コストは、近年ますます大きくなってきているという状況が改めて確認された。

また、これらの調査結果を踏まえ、今後の検討方針として、以下の DFFT 具体化に向けて核となる5つの領域が整理された。



図 6 DFFT 具体化の核となる5つの領域⁵

⁵ 経済産業省 「2021 年度データの越境移転に関する研究会報告書」（2022 年）

(2) 2022 年度の議論

2022 年度の研究会では、2021 年度に特定されたデータの越境移転における課題への政策的な対応について、「ステークホルダーと政府当局の間の対話の場」ならび「政府当局間協議の場」を通じてステークホルダーが協力して実際に対処していくことが重要であることが議論され、国際的な協力枠組みの必要性が提唱された。

領域	解決策（案）
透明性の確保	透明性を確保するための制度設計として、以下の 2 つの柱が提言された。 - データの越境移転に係る各国制度について整理された情報をマッピングするためのシステムを構築すること - 当該システムが機能するための仕組みを構築すること（「情報の収集・集約や議論のためのフォーラム」、「通報、逆通報、照会等のシステムの導入」、「事務局機能の整備」、「フォーラムへのステークホルダー参加の仕組み」、「政府等の負担軽減に係るテクノロジー・ナレッジ活用」など）
技術と標準化	課題事例の技術領域からみた分析・評価を踏まえ、技術や標準化による課題解決の方向性として、以下の 3 点が示された。 - データライフサイクル、相互運用性、情報処理の信頼性、クラウドコンピューティングの各要素の組み合わせにより DFFT で検討すべき要素を網羅し、データ管轄問題に対応すること - 属性情報の付与、HTML タグやドキュメントフォーマットの拡張、自然言語データの標準化によりデータの来歴管理を充実させ、データの寿命の長期化に対応すること - 技術の急速な進歩と制度環境の変化に対する、PETsやReg Techなどの技術の活用やアジャイル・ガバナンスの実装
相互運用性	相互運用性の確保には多角的なアプローチが想定されるため、「政府が担う領域」「民間が担う領域」に分類して示された。 - 政府：既存もしくは新しいフォーラムの活用、Regulatory Sandbox、Digital Sandboxの各制度の整備・推進、データの共通定義と相互運用性確保の構造を明確にするための取組の支援、Tech sprints のコンテスト等の実施 - 民間：上記フォーラムの参加、政府への技術や規格の動向に関する情報提供、Reg Tech に関する研究開発やサービス提供
関連する制度との補完性	本取組における、既存の国際制度に対する補完性について、以下の 2 点のように考察された。 - 制度設計における考慮要素「位置づけ」「実現可能性」「意義」について、既存の国際制度との関係が整理された - 本取組は、国際制度に対して、「制度（価値）中立性（WTO 及び PTAs）」、「透明性拡大（非経済的協定）」、「透明性既定のハブ的役割（PTAs）」の 3 つの補完性を持ち、各解決策（案）の具体化により既存の取組を大きく補完できるとした
DFFT 具体化の履行枠組みの実装	ステークホルダーと政府当局の間の対話の場である「DFFT Stakeholder Dialogue」と政府当局間の対話の場である「DFFT Intergovernmental Meeting」の設置を、以下の 2 点に留意し幅広く賛同を得ながら進めることが提案された。 「Non-exclusiveness」「Inclusiveness」「Non-contextualization」「Non-politicization」の 4 要素を踏まえること - 参加国の負担軽減、一定の非公開性によるベネフィットの明示、説明責任達成のための成果文書の公開をすること

図 7 DFFT 具体化に向けて核となる 5 つの領域の解決策（案）⁶

2021 年度から 2022 年度まで開催された DFFT 研究会の成果は、以下のとおり整理される。本研究会を通じて、企業が直面するデータ越境移転の障壁が明確化され、国際的な協力枠組みの必要性が確認された。

表 1 <DFFT 研究会の成果>⁷

- 日本の産業界は、データ流通に関する規制・法令の透明性向上を、特に喫緊の課題と認識 - 国際的かつ分野横断的な規制・政策協力と技術活用に向けた「場」の必要性 - マルチステークホルダーの DFFT の具体化・国際データガバナンス形成への直接参加を提言
--

⁶ 経済産業省「2022 年度データの越境移転に関する研究会報告書」（2023 年）より、みずほリサーチ&テクノロジー作成

⁷ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第 1 回資料 3 に一部加筆
(<https://www.digital.go.jp/councils/global-data-governance/2a2d8255-8558-4606-945b-3c61f71338c3>)

第3章 DFFT に関する今年度の取組の成果

前章までの取組を踏まえて、今年度（2023（令和 5）年度）には、以下のような取組が行われた。

1. G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合／G7 広島サミット（2023 年 4-5 月）

(1) G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合（2023 年 4 月）

2023 年 4 月 29 日及び 30 日、デジタル庁、総務省、経済産業省により、群馬県高崎市において「G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合」が開催された。同会合は、5 月 19 日から 21 日に開催される G7 広島サミットの関係閣僚会合の一つであり、構成国・地域のほか、招待国及び関係国際機関が参加し、デジタル・技術における諸課題について議論が行われた。

本会合では、「越境データ流通と信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進」を筆頭に、「安全で強靱性のあるデジタルインフラ」、「自由でオープンなインターネットの維持・推進」、「経済社会のイノベーションと新興技術の推進」、「責任ある AI と AI ガバナンスの推進」、「デジタル市場における競争政策」の 6 つのテーマについて議論が行われ、本会合の成果として、G7 デジタル・技術閣僚宣言が採択された。

DFFT に関する閣僚宣言の主なポイントは、以下のとおりであった。

表 2 G7 デジタル・技術閣僚宣言のポイント（抜粋）（2023 年 4 月）⁸

1. 越境データ流通と信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進

- DFFT の具体化のための国際枠組み（IAP : Institutional Arrangement for Partnership）の設立及び DFFT の具体化のための G7 ビジョン・プライオリティに合意

本会合では、初めて、DFFT を推進するための常設の事務局を伴う国際的な枠組み（IAP : Institutional Arrangement for Partnership）の設置について合意された。これにより、2019 年に安倍総理がダボス会議で提唱し、G20 大阪サミットで各国の承認を得て以来、議論が積み重ねられてきた DFFT について、国際的な枠組みを通じた具体的な取組が可能になったと言える。

その他、本会合では、「DFFT の円滑化による国際経済の回復・持続化」、「ルールと仕組みにおける相互運用性・可用性・信頼性を高めるためのマルチ・ステークホルダーによる対話の重要性」、「国際枠組みへの期待」についても、言及が行われた。

⁸ デジタル庁「G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の開催結果」から引用
(<https://www.digital.go.jp/news/efdaf817-4962-442d-8b5d-9fa1215cb56a/>)

DFFTの具体化

ボトムアップ、解決策志向、分野横断的かつ具体的な協力を可能にする恒久的メカニズムの確立

- “We recognise that there are potential gaps in international governance to operationalise DFFT...due to its cross-sectoral nature”
(G7デジタル技術閣僚会合声明)
- 政策・規制・技術の包括的かつ分野横断的なチャンネルを開発し、政府以外のステークホルダーを巻き込むことで、貿易ルールを補完
 - ・ 分野横断的な協力：DFFTの要諦は様々な分野間及び分野における各国間の政策の調整
 - ・ 概念から具体的な解決策へ：国境を越えたデータアクセスの実情において、アクターが直面する問題や障壁に関するエビデンスに基づき、具体的な解決策を構築（政府内外の知恵を結集）
 - ・ DFFTを推進する恒久的な場所：デジタル分野の国際イニシアチブやプロジェクトは流行り廃りが激しいが、長期的な相互運用性、データ共有・アクセスの共通の手段やインフラを構築するためには、政策やプロジェクトの継続性を確保することが必要
- 2023 G7広島サミット・高崎デジタル・技術大臣会合：
DFFTの具体化に向けた国際制度（Institutional Arrangement for Partnership）の設立を承認へ



高崎で開催されたG7デジタル・技術大臣会合にて、河野デジタル大臣は、DFFT（信頼性ある自由なデータ流通）具体化に向けた国際制度の設立とG7の優先項目を議長として取りまとめ、首脳間で承認を求めた。

図 8 G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合における議論①⁹

G7 日本議長年の成果：DFFT具体化のための国際枠組み立ち上げ

G7 広島サミット宣言（5月）

広島サミット・首脳宣言

- DFFT具体化のための国際枠組み（Institutional Arrangement for Partnership：IAP）の立ち上げの承認
- DFFT具体化の今後の進展について首脳および関係閣僚に報告を求める

総理発言

デジタルについては、G7の価値に沿った生成系AIや没入型技術のガバナンスの必要性について確認できた。特に生成系AIについては、担当閣僚のもとで速やかに議論させ、本年中に結果を報告させたい。また、人間中心の信頼できるAIを構築するためにも、DFFTを具体化させるべく、閣僚レベルの合意に基づき、国際枠組みの早期設立に向けた協力を得たい。議長国として相応の拠出を含め、貢献していく。

G7 デジタル・技術閣僚宣言（4月）

- IAPを数か月内に立ち上げるよう努めるとともに、[附属書1]で承認された共通のビジョンをIAP下で達成するための手段について更なる議論を行う。

→ まだ存在しない国際枠組みを「承認する」にあたって、G7としてIAPの制度詳細およびIAP下におけるプロジェクトの立ち上げについて、サミット後に作業部会を継続して立ち上げに向けた議論を行い、年末までに閣僚に報告することを決定。

図 9 G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合における議論②¹⁰

⁹ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第1回資料3

(<https://www.digital.go.jp/councils/global-data-governance/2a2d8255-8558-4606-945b-3c61f71338c3>)

¹⁰ 同上

(2) G7 広島サミット（2023 年 5 月）

「G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合」につづき、2023 年 5 月 19 日～21 日に開催された G7 広島サミットにおいて、G7 首脳により、G7 デジタル・技術大臣による「DFFT 具体化のための G7 ビジョン及びそのプライオリティに関する附属書」（G7 ビジョン）と「パートナーシップのための制度的アレンジメント（the Institutional Arrangement for Partnership : IAP）」の設立が承認された。

2. G7 デジタル・技術大臣会合（2023 年 12 月）

(1) 「DFFT の具体化に関する閣僚声明」の概要

2023 年（令和 5 年）12 月 1 日、デジタル庁、総務省、経済産業省により、「G7 デジタル・技術大臣会合」がオンラインで開催された。同会合では、G7 構成国・地域のほか、関係国際機関が参加し、広島 AI プロセス（議長：鈴木総務大臣）及び DFFT（議長：河野デジタル大臣）について議論が行われた。

本会合では、DFFT 具体化のための国際枠組み（IAP：Institutional Arrangement for Partnership）の設立に向けた取組の成果の取りまとめについて、デジタル分野の担当閣僚間で議論（議長：河野デジタル大臣）を行った。また、閣僚会合の成果文書として、「DFFT の具体化に関する閣僚声明」が採択された。

河野デジタル大臣が、議長として取りまとめた「DFFT の具体化に関する閣僚声明」の主なポイントは以下のとおりであった。

- IAP は、各国政府及びステークホルダー、データ保護当局含めた様々なバックグラウンドを持つデータガバナンスに関する専門家からなるコミュニティを結集し、実用的な解決策の提示を含め DFFT の具体化に向けて個人・非個人データの国境を越えた流通の推進に協力することについて貢献することを再確認した。
- G7 は、IAP が閣僚宣言及び附属書で確認された原則に基づくこと、初期プロジェクトの立ち上げ・具体的な進展を実現すること、関係国際機関と協力し国境を越えたデータ流通や信頼性のあるデータ流通の育成に貢献すること、G7 首脳・閣僚に進捗を報告することを求める。
- OECD がこの国際的な取組を進めるのに適しているとの G7 見解のもと、OECD で IAP 設立に向けた議論を歓迎する。この観点から 2024 年 OECD 閣僚理事会における日本の議長国就任に期待する。
- G7 は、イタリアが次期 G7 議長国として、日本がこれまで G7 議長国として推進してきた DFFT 及び IAP 設立に関する議論を引き継ぎ、そのアジェンダを発展させることを歓迎する。

上記の声明を踏まえて、デジタル庁からは、デジタル化が進む中で、プライバシー、セキュリティ、知的財産等が守られた形でデータの自由な流通を促進することが重要であり、我が国は、DFFT の「T」、すなわちトラストの確保に重きを置いていくことや、自国で生み出されるデータが国際的にも適切な形で取得や利用されるようにすること、データの生産や活用に関する技術やデータ連携基盤の確保に対する取組を強化していくこと、などの方針が示された。また、国内外で生み出されるデータに対して信頼性あるアクセスを安定的に確保することは、デジタル化を推進する日本経済の成長や社会基盤の維持に不可欠で

あるため、産業界や多様なステークホルダーが競争力を発揮出来るよう、DFFT の推進を通じて、国際的なデータガバナンスの構築に取り組んでいくことも示された。

2023年12月 G7デジタル・技術大臣会合における議論の主な成果

- 2023年12月1日にweb形式で「G7デジタル・技術大臣会合」を開催。
 - 本会合において、**DFFT具体化のための国際枠組み**（IAP：Institutional Arrangement for Partnership）の設立に向けた取組の成果について、デジタル分野の担当関係間で議論（議長：河野デジタル大臣）を実施し、成果文書として、「**DFFTの具体化に関する関係声明**」を採択。主なポイントは以下の通り。
- ✓ IAPは、**各国政府及びステークホルダー、データ保護当局**を含めた様々なバックグラウンドを持つ**データガバナンスに関する専門家**からなるコミュニティを結集し、実用的な解決策の提示を含めDFFTの具体化に向けて**個人・非個人データの国境を越えた流通の推進に協力すること**について貢献することを再確認した。
- ✓ G7は、IAPが今回の**関係宣言及び附属書**で確認された原則に基づき活動すること、**早期に初期プロジェクトを立ち上げ、具体的な進展を実現すること**、**関係国際機関と協力し国境を越えたデータ流通や信頼性のあるデータ流通の育成に貢献すること**、**G7首脳・関係に進捗を報告すること**を求める。
- ※附属書のポイント
- IAPの具体的な役割として、データガバナンスに関する多数国間政策調整・政策立案をサポートするため、**既存の国際機関等を活用しながら、政策担当者や多様なバックグラウンドの専門家・ステークホルダーが、プロジェクト・テーマ毎に連携する国際機関の組み合わせを変えて、柔軟なメンバーシップと専門性で問題解決にあたる旨を明記。**
 - **事務局**はベースとなる国際機関（OECD）に設置。
 - IAPで実施すべき**初期プロジェクト**（データの越境移転に関する規制の国際データベース作り、PETsを活用した規制のサンドボックスでの協力等）を特定。
- ✓ **OECDがこの国際的な取組を進めるのに適しているとのG7見解のもと、OECDでのIAP設立に向けた議論を歓迎する。**この観点から2024年OECD閣僚理事会における日本の議長国就任に期待する。
- ✓ G7は、**イタリアが次期G7議長国として、日本がこれまでG7議長国として推進してきたDFFT及びIAP設立に関する議論を引き継ぎ、そのアジェンダを発展させることを歓迎する。**

図 10 2023 年 12 月デジタル・技術大臣会合における議論¹¹

DFFT具体化のための国際枠組み・メカニズム

Institutional Arrangement for Partnership (パートナーシップのための制度的アレンジメント)

- Institutional Arrangementについて
- ① OECDの既存委員会（政策分野ごとの加盟国の意思決定機関）を活用。DFFTに関する多数国間の政策立案・調整を推進
- ② 委員会の下に、政府関係者と専門家・ステークホルダーからなる作業グループ（プロジェクト）を設置。
委員会の政策立案・調整に向けた助言と、そのボトルネックを解消する具体的なソリューションを議論・開発・提供
- for Partnershipについて
- ③ 作業グループごとに様々な国際組織・機関と連携した共同プロジェクトが可能。各加盟国に対して共通のソリューションを提供

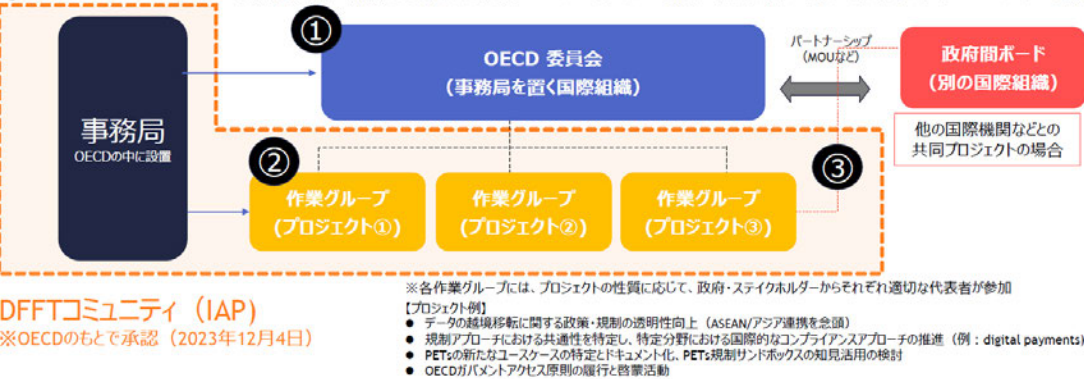


図 11 IAP（パートナーシップのための制度的アレンジメント）の概要¹²

¹¹ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第1回資料3
(<https://www.digital.go.jp/councils/global-data-governance/2a2d8255-8558-4606-945b-3c61f71338c3>)
¹² 同上

(2) IAP（パートナーシップのための制度的アレンジメント）の概要

IAP について、2023 年 12 月の G7 デジタル・技術大臣会合の成果文書である「DFFT の具体化に関する閣僚声明」の「付属書 1（【仮訳】DFFT 具体化のための国際枠組み（Institutional Arrangement for Partnership：IAP）の立ち上げ及び G7 からの期待に関する付属書）」¹³ には、以下のように記載されている。

（以下引用）

■ パートナーシップのための制度的アレンジメント （the Institutional Arrangement for Partnership: (IAP)）

IAP の目的は、関連する原則に基づき、課題解決型かつ、証拠に基づく、マルチステークホルダー及び分野横断的な協力を通じて、DFFT を具体化するために政府やステークホルダーが集うことである。G7 は、IAP が個人情報及び非個人情報の越境データ流通の促進を実用的かつ実質的に支援するという独自の価値を提供すること想定している。

データの分野横断的な性質と、デジタル・エコシステム全般をめぐる急速な進展のため、IAP は、進化し続ける政策ニーズにも対応できるように柔軟性を維持しながら、特定のトピックを中心に組織されることが提案されている。

- データに関する既存の規制要件に適合的なデータ流通を可能にするための相互互換性のある政策、ツール、プラクティスの開発
- DFFT における主要な阻害要因及び課題に対する共通知識と解決策の開発
- プライバシー強化技術（PETs）、国際プライバシーフレームワーク等の DFFT に関連する技術開発
- モデル契約条項などの DFFT を可能にするリーガル・プラクティスや国際プライバシーフレームワーク等の認証メカニズム

（中略）

■ DFFT 具体化に関する G7 のコミットメントを推進するための IAP に関する G7 の見解

我々は、IAP の設立が上記にある G7 ロードマップおよび G7 ビジョンに定められた以下の優先事項の 4 つの柱の分野で具体的な進展に大きな貢献をもたらすことを確認する：

¹³ デジタル庁「G7 デジタル・技術大臣会合の開催結果」から引用
(<https://www.digital.go.jp/news/d5208f71-317d-425b-9677-c64a06000e3c>)

- データ・ローカライゼーション
- 規制協力
- 信頼された政府によるデータへのアクセス
- データ共有

我々は IAP に対し設立次第、上記の優先事項に沿って多くのステークホルダーが様々な場面で喫緊の課題として表明してきた課題への対応として、以下のプロジェクトの検討することを求める。

1. 国際的なリポジトリの開発など、データの越境移転に関する政策や規制の透明性の向上
2. DFFT の課題とデータ越境移転およびデータ保護要求に関する規制アプローチにおける共通性を特定し、特定分野（例：クロスボーダー決済）における国際的なコンプライアンスアプローチの推進
3. 国境を越えたデータ共有における PETs の新たなユースケースの特定とドキュメント化、そのユースケースに基づいた様々な PETs 規制サンドボックスの知見の活用を検討（例：ヘルスデータ、金融データなどが重なる箇所での活用）
4. OECD 宣言に則った国数の拡大を視野に入れた OECD ガバメント・アクセス原則の推進と啓蒙活動

（引用終了）

3. 国内検討体制の確立（経済産業省・デジタル庁共催検討会等の設置）

前節までに示した取組と並行して、DFFT に関する国内の検討体制の充実化に向けて、経済産業省とデジタル庁の共催による国内有識者会議を設置した。

2022 年度までの「データの越境移転に関する研究会」に続く会議体として「国際データガバナンス検討会」を、新たに企業経営者等も参加する会議体として「国際データガバナンスアドバイザー委員会」を設置し、開催した。

各会議体の趣旨、構成員、開催記録等は、次章に示す。

第4章 「国際データガバナンス検討会」の開催

1. 開催概要

(1) 趣旨

OECD の下で立ち上がった Institutional Arrangement for Partnership (IAP) において、データの越境移転に係る我が国企業等の国内ステークホルダーのニーズを踏まえた具体的かつ有意義な提案を行うために、国内の産学有識者による議論を行うことを目的として、「国際データガバナンス検討会」が設置・開催された。

国際データガバナンス検討会の趣旨



図 12 「国際データガバナンス検討会」の位置づけ¹⁴

(2) 構成員

本研究会の構成員は、以下のとおりであった¹⁵。

① 座長

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

¹⁴ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第1回資料3
(<https://www.digital.go.jp/councils/global-data-governance/2a2d8255-8558-4606-945b-3c61f71338c3>)
¹⁵ 構成員の所属・役職は、2023年3月末時点のもの。敬称略、50音順。

② 委員

渥美 裕介	株式会社日立製作所 デジタルシステム&サービス統括本部 経営戦略統括本部 渉外本部 渉外企画部 部長
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科 教授
川村 隆浩	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 基盤技術研究本部 農業情報研究センター 副センター長
北村 朋史	東京大学大学院総合文化研究科 准教授
鬼頭 武嗣	Elevandi Japan 株式会社 代表取締役
黒崎 将広	防衛大学校総合安全保障研究科 教授
佐藤 元彦	楽天グループ株式会社 渉外室 シニアマネージャー
沢田 登志子	一般社団法人 EC ネットワーク 理事
鈴木 俊宏	日本オラクル株式会社 事業戦略統括 スタンダードストラテジー&アーキテクチャ/政策渉外担当 シニアディレクター
藤井 康次郎	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
宮本 一厳	NIPPON EXPRESS 株式会社 IT 戦略部長
若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会 企画部会 データ戦略ワーキング・グループ 主査

③ オブザーバー

個人情報保護委員会事務局
総務省

④ 事務局

デジタル庁 国民向けサービスグループ
経済産業省 商務情報政策局 国際室
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 デジタルコンサルティング部

(3) 開催記録

本研究会は、2023 年度内に、以下のとおり計 3 回開催された。

表 3 「国際データガバナンス検討会」：実施記録

開催回	日時／開催場所	議題
第 1 回	2024 年 1 月 30 日（火） 10:00～13:00 （デジタル庁庁議室 ＋オンライン）	(1) 関係者挨拶 (2) DFFT に関するこれまでの取組及び本検討会の趣旨について (3) 自由討議
第 2 回	2024 年 2 月 9 日（金） 15:00～17:00 （デジタル庁庁議室 ＋オンライン）	(1) 第 1 回検討会の振り返り及び今期の狙い (2) 構成員からの事例紹介 (3) 自由討議
第 3 回	2024 年 3 月 19 日（火） 10:00～12:00 （デジタル庁庁議室 ＋オンライン）	(1) これまでの検討会、企業ヒアリングをふまえた課題の共有 (2) 国際的な産業データのデータガバナンスのあり方について (3) 自由討議 (4) 次年度以降の国際データガバナンス検討会の対応方針の説明

2. 実施記録

各回の概要は、以下のとおりであった。

2.1 第1回「国際データガバナンス検討会」

(1) 開催日時

2024年1月30日（火）10:00～13:00

(2) 開催場所

デジタル庁庁議室 および オンライン会議（Teams）

(3) 出席者

山本座長、渥美構成員、生貝構成員、稲谷構成員、川村構成員、北村構成員、鬼頭構成員、黒崎構成員、佐藤構成員、沢田構成員、鈴木構成員、藤井構成員、増島構成員、宮本構成員、若目田構成員、オブザーバー、事務局

(4) 議事次第

1. 開会

- 1) デジタル庁挨拶
- 2) 座長御挨拶
- 3) 構成員御挨拶
- 4) 本検討会の議事運営について（事務局）

2. 議事

- 1) DFFTに関するこれまでの取組及び本検討会の趣旨について（事務局）
- 2) 自由討議

論点1：国際動向を鑑みた日本の取り組むべき課題

論点2：課題解決のために日本国内で求められるメカニズムについて

3. 諸連絡等

4. 自由討議

5. デジタル庁挨拶

6. 閉会

(5) 配布資料

議事次第／座席表

【資料1】国際データガバナンス検討会 構成員名簿

【資料2】議事の運営について（案）

【資料 3】 DFFT に関するこれまでの取組及び本検討会の趣旨について

(6) 討議概要

第 1 回「国際データガバナンス検討会」の討議の概要は、以下のとおりであった。

【論点 1】 国際社会において我が国が取り組むべき課題について

＜我が国が取り組むべき課題＞

- データ越境に関する規制の透明性の確保は、昨年度までの研究会でも、Data Free Flow with Trust (DFFT) を具体化していくための国際メカニズムとして立ち上げられた IAP (Institutional Arrangement for Partnership) で取り組むべき点として挙げられていたため、企業へのヒアリング等を待たず、取組を進めた方がよい。民間企業から海外の規制が分かりにくいという声が挙がっており、企業が変化の激しい法令の趣旨を理解し、遵守しながら事業を行うための後押しが重要である。
→ 具体的な取組については、本検討会での議論等も踏まえ、国際の場に打ち込んでいきたい。また、企業のニーズの具体化に向けて、官庁同士での密接な連携に加え、民間企業や学識者との連携も今後さらに深めていく必要があると考えており、ぜひご協力をお願いしたい。(事務局)
- DFFT におけるトラストを確保する上では、国別のリスクの捉え方の違いを考慮しながら、相互運用性（インターオペラビリティ）を確保する方法を探ることが重要であり、そのためにも各国の法規制の関係性の整理や国際的な調和の実現が喫緊の課題である。
- 例えば、自動運転システム等の実用化にあたっては、海外の事故情報を迅速に収集し、システム改善を行うことが必要になると考えられる。特に自動運転においては、民間と公共団体のシステムが連携して動くことが想定されるため、官民間わず、国境を越えて協調する枠組みが重要になると考えられる。
- 海外諸国の規制等の制度運用に関する具体的な情報を得るためには、単に法律の条文を読み込むのみではなく、現地の大使館や国際企業等の現地法人の力を借りるなどの方策も有効である。そうしたインテリジェンスに対するコストのかけ方を再検討すべきではないか。

＜議論・整理すべき論点＞

- データの自由な越境流通が国家の安全保障に影響を与えないよう、保護すべきデータと流通させるべきデータを明確にすべきである。そのためには、データ流通の目的や実現したいことを明確にし、それに基づいた議論を進めることが重要である。また、データが流通した先でのガバナメント・アクセス等に対する不安感への対応も必要であると考えられる。

→ 共有すべきデータとローカライズすべきデータの区別などの具体的な議論については、一定のデータガバナンスの考え方の下で、国際法や二国間の協議など、様々な戦略的手法を効果的に使用し、国内外のプレイヤーの意見を踏まえて進めていきたい。(事務局)

- 海外諸国のデータ流通規制の前提として、共通して想定されているリスクが存在するはずである。そういったリスクを明確にした上で、それらが各国の規制にどのように反映されているかを確認することで、データ共有のリスクを総合的に捉えることができ、国内企業にとっても理解しやすくなるのではないかと。
- データが越境した先で、どのような価値が生まれるのかを考えることが重要であり、それを示すユースケースを用いることで議論がしやすくなるのではないかと。最初から全体的なルールを整備することは難しいため、ユースケースごとに小さな部分から段階的に議論することで、効果的に議論を進めることができると考えられる。
- データの性質や業種業界によって、適用される法令や想定されるリスクなども異なるため、具体的なユースケースやトピックごとに議論を進めることで、企業にとっても分かりやすくなるのではないかと。
- 国際標準化の過程で、各国共通の課題と考えられるユースケースが集められているため、そうしたユースケースを題材にして、IAP で扱うテーマの検討を行うことも一案ではないかと。
- EU 一般データ保護規則（GDPR）のようなデータ法制においても、公共的な利益のためにはデータ移転が認められている。こうした流れの中で、国内企業の競争力の源泉となる情報が、公共の利益のために供出を迫られることがないよう留意が必要である。国際動向を踏まえつつ、データ共有のバランスや補償などの考え方を整理することが必要ではないかと。

＜議論の際に考慮すべき点＞

- データ流通においては、ハードウェア面の整備も不可欠であり、データセンターや通信インフラなどの物理的側面も考慮に入れる必要がある。
- プライバシー強化技術（PETs）などの技術的解決策に対する理解を深めて、それを議論に活かしていくことも重要ではないかと。

→ IAP においては、技術的な解決策を重視している。技術のみで課題が解決するわけではないが、規制を守るコストを下げるために、技術を効果的に活用することは重要である。ただし、様々な国で技術を活用するためには、各国の規制当局が参加し、各技術により何ができるかを共有することで、透明性を確保することが必要であると考えている。(事務局)

＜IAPにおける議論の進め方＞

- 他国においては、個人データ以外の分野においても、越境流通の制限の検討が進んでいる。日本企業への影響も懸念されることから、ルール設定のフラグメンテーションを防ぎ、国際的な調和を図るために、IAP の場での議論が重要となる。
- IAP の役割が、WTO 等の既存の国際機関の機能と重なる部分もあると考えられるため、複数制度の乱立が、目的達成にとって望ましいのかという点についても、議論が必要ではないか。
 - 現在、データガバナンスを専門に扱うフォーラムは存在せず、様々なフォーラムで断片的に議論が行われている状況であるため、全体の議論の横串を通す場が不足している。IAP は、そうした議論の横串を通し、データガバナンスに関する政策調整を進めるための場である。
(事務局)
- 現時点で連携が想定されている国際機関や取組の進捗状況を教えていただきたい。
 - データ流通に関する共通のルールの枠組みが必要という意識を持った地域や機関とトピックごとに選択的に連携を行うことで、議論を膠着状態に陥らせることなくプロジェクトを推進することを想定している。なお、具体的に連携を行う地域や機関については現在検討しているため、今後報告したい。(事務局)
- 海外の主要団体が参加しなければ、IAP における議論が活発に進まない可能性もあり、IAP に対する他国政府の認識や参加の姿勢に対しては注視が必要である。

【論点 2】国内において我が国が取り組むべき課題について

＜国内企業に関する課題＞

- IAP の枠組の下で、マルチステークホルダーでデータ越境移転の問題について議論する場が形成されつつあることは歓迎すべきである。一方で、今後はこうした枠組を通して、様々な主体が声を上げることが想定される。国内の企業にとっては、大きな声を上げなければ影響力が低下するという危機感を持っていただき、しっかりと声を上げていただくことが重要である。
- 企業に対して、目の前の課題を尋ねるのみでは、その問題意識を十分に把握することは難しい。DFFT の実現によって可能となる新たなビジネスモデル等のポジティブな面と、DFFT が実現されずデータ規制が断片化した場合のビジネス上のハードルやコンプライアンスコスト等のネガティブな面の両面について、企業に十分に想像してもらった上で、課題を聞き取り、IAP のフォーラム等の国際フォーラムで発信していくことが重要である。
- 国内では情報を求める企業は多い一方で、ヒアリングの場で議論できるほど積極的ではない企業も多いため、勉強会等の形を通じた情報提供も有効と考えられる。

- 大きな戦略の下でクラウドの規格策定等のルールメイクに積極的に関与している海外の大手企業と比較すると、国内企業はルールメイクへの関与に消極的な傾向がある。その背景には、経営層が大きな戦略を描けていないこともあると考えられる。日本企業のルール作りへの積極的な参加を促すためには、企業におけるビジョンや戦略の策定を促進することも重要である。

→ G7 等の国際会議や国際交渉の場において積極的にアプローチしようとする海外企業の姿勢と比較すると、日本企業はやや消極的である。一方で、政府として、我が国のデジタル政策の明確な方針や全体像が示せていないことにも原因の一端があると考えているため、今後デジタル庁が国内外で包括的なデータ政策を推進するとともに、政府と民間が一体となってデータガバナンス問題に取り組む体制を作っていきたい。(事務局)

- 企業の協力を得るためには、企業にとっての具体的なインセンティブを提示することが重要である。そのためには、欧州等のルールメイキングに対する日本企業の意見を集約し、伝達するルートを確立することが重要ではないか。
- 組織の種類や分野によって、抱えているニーズや問題点は大きく異なるため、企業へのヒアリングを行っても、全体感を把握することは困難ではないか。まずは、ユースケースを作成し、典型的な事例を通して、データの越境流通がもたらす利益を明確にし、各国の制度の問題点等に焦点を当てて解決策を模索することで、議論の方向性が明確になると考えられる。
- グローバルなデータ流通規制の統一化による恩恵を産業界が享受するためには、リーダーシップをとってデータ流通に取り組む主体が重要である。特に、データ分野においては、既存のプレーヤーに加えて、産業構造の転換による新しいプレーヤーの参入も考えられるため、政府が主導する可能性も含め、幅広い視野でリーダーシップを有する主体の登場が期待される。

＜市民社会の巻き込みについて＞

- 市民社会からの意見が少ない場合、意見を引き出すための仕組みが必要である。具体的には、DFFT に関する市民社会の考え方を定点的に観測するための調査手法や設問項目の検討が必要ではないか。
- 市民社会の関与を促すためには、抽象的な議論ではなく、具体的な課題やユースケースに基づいた議論が必要である。データの種類や利用ケースによって課題が異なるため、それらを明確にすれば議論がしやすくなると考えられる。例えば、自動車の安全性向上に必要なデータの流通が法規制や技術的問題で阻害されていないかなど、具体的なケースを分析することで、市民や消費者にとっても理解しやすくなるのではないか。
- 「DFFT」という用語は未だ一般的とはいえないため、概念や関連する用語を整理す

ることで、理解を促進する必要があるのではないか。

- 「DFFT」は具体的な仕組みや技術を示した言葉ではなく、データの越境移転を実現することや、プライバシーやセキュリティなどの違いを乗り越えるために具体的なトラストの仕組みを議論することの重要性について、各国に共通の認識を持たせるための言葉である。そのためには、まずはデータ流通を阻害するボトルネックを特定し、民間、アカデミア、市民社会からの意見を取り入れながら、具体的なソリューションの検討を進めることが重要である。

＜今後の議論の進め方について＞

- これまでの DFFT 研究会での議論の成果や、まだ議論しきれていない部分を明確にすることが必要ではないか。特に非個人データに関する議論が不足していると認識している。
- ヒアリングやユースケースの収集は行われているが、まだ情報が収集されていない業種や業界があるかもしれないため、セグメンテーションの粒度や戦略を検討する必要がある。
- 課題を乗り越える方法についての議論と、それを議論するための具体的な方法論の両方を考える必要がある。方法論としては、ヒアリングの戦略や企業を巻き込むためのインセンティブの作り方、市民の声の取り入れ方等を検討する必要があると考えられる。

2.2 第2回「国際データガバナンス検討会」

(1) 開催日時

2024年2月9日（金）15:00～17:00

(2) 開催場所

デジタル庁庁議室 および オンライン会議（Teams）

(3) 出席者

山本座長、渥美構成員、稲谷構成員、川村構成員、北村構成員、鬼頭構成員、黒崎構成員、佐藤構成員、沢田構成員、鈴木構成員、藤井構成員、宮本構成員、若目田構成員、オブザーバー、事務局

(4) 議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第1回検討会の振り返り及び今期の狙い
 - 2) 構成員からの事例紹介
川村構成員（（国研）農業・食品産業技術総合研究機構）
 - 3) 自由討議
3. 諸連絡等
4. 閉会

(5) 配布資料

議事次第／座席表

- 【資料1】 国際データガバナンス検討会 構成員名簿
- 【資料2】 第2回国際データガバナンス検討会 事務局説明資料
- 【資料3】 データ駆動型農業に向けた取組（川村構成員資料） ※投影のみ

(6) 討議概要

第2回「国際データガバナンス検討会」の討議の概要は、以下のとおりであった。

① 第1回検討会の振り返り及び今期の狙い

<事務局説明>

- ・ データの越境移転に関する規制や関連制度の国際的な相互運用性を図るため、OECDの下に Institutional Arrangement for Partnership（IAP）の設立を進めている。

- 国際データガバナンスは信頼性のあるデータ流通に向けた基本的な仕組みを多数国間で整備する「第1レイヤー」と、二国間・少数国間による「第2レイヤー」を組み合わせることが必要。IAPはこの多数国間のレイヤーであり、二国間・少数国間の個別具体的な議論、国際データガバナンスの取組を進める。
- 我が国の産業界が持つニーズを国際ガバナンスに反映させていくためにも、IAPの初期プロジェクトを我が国から提案し、議論を主導することを目指している。本検討会では、国内のステークホルダーのニーズを踏まえ、具体的な提案内容を議論したい。
- 国際データガバナンスを推進する上で、データ戦略に基づいて、国内で個人・非個人データを含めた包括的な国際データガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステムを形成することが重要である。本検討会においては、そうしたエコシステムの戦略的な構築に向けた提言についても、取りまとめていきたい。

＜昨年度の DFFT 研究会を踏まえた取組状況について＞

- 昨年度までの DFFT 研究会では、G7を中心とする国際的な枠組みについての議論が行われた。今後、OECDに事務局を置いてIAPを展開していくに当たり、中国の位置づけをどのように想定しているのか。
 - IAPでは、個々のプロジェクトはOECDと他の地域機関や国際機関との連携も出来るため、案件ごとに柔軟に参加国や主体を変えながら議論を行うことができる。(事務局)
- 過去の DFFT 研究会で提示された「データの越境移転に係る各国制度について整理された情報をマッピングするためのシステムの構築及び当該システムが機能するための仕組みの構築」等の解決策について、現在の取組状況を伺いたい。
 - DFFT 研究会で提言された内容については、優先的に議論すべき事項として、G7等の国際的な場で発信している。(事務局)
 - 国内では、各国の法制度をマッピングするような取組は行われているのか。
 - 個別に各国の法制度を整理している主体は見られるが、統一された整理方法が存在していないことに加え、一度整理しても情報が陳腐化してしまうという課題がある。そのため、各国との連携のもとで、情報をアップデートされる仕組みを備えたマッピングの仕組みが必要であるという点について、DFFT 研究会で提言したところである。(事務局)

＜国際データガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステムの構築について＞

- 国際データガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステムの構築を進める中で、国内からニーズを拾い上げるだけでは、国際的な議論と国内の議論が噛み合

わなくなってしまう恐れもある。グローバルなアジェンダを国内の主体に意識的に共有していくことも必要ではないか。

- 勉強会形式での国内企業へのヒアリング等の場を活用しながら、精力的に議論を進めていくとともに、グローバルなアジェンダの国内企業への周知にも取り組んでいきたい。(事務局)
- 本検討会において、国内のニーズを収集するスタンスを示すことは重要であるが、本検討会のリソースを考えると、ボトムアップの個別ニーズや意見の収集・分析をこの検討会で行うのはあまり効率的ではない可能性がある。また、多くの分野で日本の市場はガラパゴス化しており、世界的なニーズとの乖離が生じることも多いため、国内に対して、DFFT や IAP に関する議論の前提や世界の課題認識を伝えるなどの取組は積極的に行った方がよい。
- 国際データガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステムの形成にあたっては、長期的な投資が求められる。将来的な拡大も見据えて、公的資金以外の原資を確保する方法についても検討が必要ではないか。
 - データが生み出す価値をどのように示し、マネタイズしていくかという点については、本検討会の中で、産業界から参画している構成員の知見も借りながら、継続的に議論していきたい。(事務局)
 - 資金調達においては、リーダーシップが不可欠であり、リーダーは、様々なステークホルダーにリスクマネーや経営資源を投資してもらうために、ビジョンやストーリーを伝え続ける必要がある。そうした面で、国際イベントの開催は一定の成果を挙げているが、それ以外の手段についても活用が期待される。

＜国際的な議論における論点について＞

- 非個人データの越境移転制度については、さらなる検討が重要である。それに加え、国際データガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステムの形成に当たっては、官と民がそれぞれ持つデータを接続して共同で活用することも必要になると想定されるため、「個人と非個人」と「官と民」の2つの軸でデータを捉えて、データ流通を考えていくとよいのではないか。
 - 各国で産業データに関する規制等が導入されつつある中、非個人データの流通は企業実務において重要なポイントであると認識している。ご指摘いただいたデータの分類や性質による違いも踏まえながら、データガバナンスのあり方を検討していきたい。(事務局)
 - データの分類は各国の法制度によっても異なるため、まずは各国の法制度の透明性を高めていくことが重要である。また、そうした制度におけるデータ定義の違いを踏まえると、IAP 等の場で議論するテーマは、データそのものよりも、達成

したい目的に基づいて設定する方が進めやすいのではないか。

- ドローンで撮影した写真や衛星写真等に個人が映り込んだ場合、個人データとして越境移転が制限されてしまうことが懸念される。そうしたデータの流通可否について、国際的に共通の判断基準があるとよい。
- 今後、国境を越えるデータスペースが登場する可能性も考えられるが、その場合はデータの越境移転がより重要な論点になるのではないか。

→ データスペースの連携においては、制度、テクノロジー、コネクタの三つのレイヤーで、政策面から議論が行われ始めている。現在は国内のデータ連携の仕組みの構築に特に重点を置いているが、将来的には国外のデータスペースとの連携も想定しているため、データ越境が行われるパターンの整理と、各パターンにおける対策の検討を進めたい。（事務局）

- データの越境移転に関する規制の透明性を確保する上では、具体的な内容や運用実態以上に、そもそもの規制の趣旨や目的を明らかにするよう求めることも重要ではないか。それにより、幅広いステークホルダーが、規制の妥当性や代替手段の有無などを検討しやすくなると考えられる。

→ ご指摘のとおり、透明性の確保により、非合理的な規制が明るみに出れば、規制の調和に向けた一定の圧力になりうると考えている。そのような観点からも、透明性確保の取組は推し進めていきたい。（事務局）

- 規制のサンドボックスの取組は国内外で行われているが、サンドボックス間の国際連携は効果的に行われているとは言い難い。今後、データ流通の国際的な議論を、サンドボックスの取組も巻き込みながら進めていくとよいのではないか。また、サンドボックス自体にも課題が多いため、サンドボックスの課題解決と、データ流通に関する技術活用の環境整備の両面において、サンドボックス関連のイニシアティブを巻き込んでいけるとよい。日本のサンドボックスは金融分野以外にも活用できるという長所を持っているため、日本が主導権を握る上で戦略的な活用が可能である。

② 構成員からの事例紹介 川村構成員（（国研）農業・食品産業技術総合研究機構）

- WAGRI を用いたビジネスの展開先として、中国はどの程度のビジネスチャンスがあると想定しているか。

→ 中国への進出ニーズは高くないが、輸出ニーズは大きいため、認証制度の一元化や互換性の確保はニーズがあると考えられる。また、土地に関するデータの共有は困難だが、気象や病虫害に関するデータ共有のニーズはあるだろう。

- WAGRI におけるデータやメタデータの知的財産権は、どのように取扱われているか。

→ データについては、農林水産省のガイドライン等をベースに規約を整備し、契約

を行っている。

- WAGRI の活用促進に向けた課題はどのように考えているか。
 - データ活用によるメリットについての定量的なエビデンスが十分でないため、農業者にとって、利益の増加等の具体的なメリットがイメージしにくいことが課題の一つとして挙げられる。データの活用によって利益を増加させている団体もあるため、そうした成功事例を発信していくことが重要だと考えている。また、農業者には高齢者が多く、大規模な投資に踏み切ることが難しい面もある。そのため、これから就農する学生等に向けて、データ活用を浸透させる取組も進めている。

2.3 第3回「国際データガバナンス検討会」

(1) 開催日時

2024年3月19日（火）10:00～12:00

(2) 開催場所

デジタル庁庁議室 および オンライン会議（Teams）

(3) 出席者

山本座長、渥美構成員、生貝構成員、稲谷構成員、川村構成員、北村構成員、佐藤構成員、沢田構成員、鈴木構成員、藤井構成員、宮本構成員、若目田構成員、オブザーバー、事務局

(4) 議事次第

1. 開会・事務連絡

2. 議事

- 1) これまでの検討会、企業ヒアリングをふまえた課題の共有
- 2) 国際的な産業データのデータガバナンスのあり方について
- 3) 自由討議
- 4) 次年度以降の国際データガバナンス検討会の対応方針の説明

3. 諸連絡等

4. 閉会

(5) 配布資料

議事次第／座席表

【資料1】国際データガバナンス検討会 構成員名簿

【資料2】国際的な産業データのデータガバナンスのあり方について（経済産業省資料）

【資料3】事務局説明資料（デジタル庁資料）

(6) 討議概要

第3回「国際データガバナンス検討会」の討議の概要は、以下のとおりであった。

① これまでの検討会、企業ヒアリングをふまえた課題の共有

<事務局説明：デジタル庁>

- 第2回国際データガバナンス検討会での議論を踏まえ、国内のステークホルダーの

ニーズを収集するためのヒアリングを進めるとともに、個人・非個人データを含めた国際データガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステムの形成のための戦略要素を策定した。

- 次年度以降の取組としては、これまでの検討会での議論を整理し、政策課題として扱うべき論点を深堀りしていくことや、データスペースに関する議論を我が国のデータ戦略に落とし込んでいくこと、国内のメカニズム・エコシステムの形成に向け継続的に取り組むことの3点を想定している。特に、国内のメカニズム・エコシステムの形成にあたっては、引き続き、企業や業界団体へのヒアリングを実施することを念頭に置きつつ、進め方を検討している。
- 特に、産業データに関して、越境データ管理に関する実務指針を整理するためのSubWGの設置を予定している。また、国内のメカニズム、エコシステムに関する方針としては、継続的に個社にヒアリングを実施していくことが効果的であると考えている。さらに、整理した結果を国内関係政策と連携させつつ、本検討会の議論状況の周知を図っていく方針である。

② 国際的な産業データのデータガバナンスのあり方について

＜事務局説明：経済産業省＞

- 産業データの流通が、越境の有無を問わず進められる中で、各国においてデータガバナンスに係る規制が導入されている。これらの規制により、国内企業において、営業秘密の保護、ガバメント・アクセスに対する懸念、データの越境移転規制への対応、規制が不明瞭かつ適用範囲が広範であることによる萎縮やコンプライアンスコストの増大等の対応が発生している。
- 産業データを含むデータの国際的な流通の推進に向けた政策検討の論点として、①データの性質に応じた保護・流通の方針、②産業データのガバメント・アクセスに関する規律や対応、③消費者・第三者への情報開示・情報提供に関する規律や対応及び④越境移転規制をはじめとする他国の産業データ規制への対応の4つが考えられる。
- 産業データの保護・連携については各企業の自由に任せることが原則であるが、企業に対し、判断の基礎となる情報を提供することは考えられる。一案としては、①データの性質等に応じたガバナンス手法、②データ管理に関する先進事例の紹介及び③越境データ移転に関するデータ契約の在り方等の論点について、企業に実務指針を示すことが考えられるが、定まった方向性があるものではない。本日は委員の皆様には是非ご議論をいただきたい。
- また、産業データのデータガバナンスについては、国際連携の視点も重要と考えられる。まずは我が国としての考え方や海外規制との相互運用可能性について整理し

た上で、例えば、産業データに関するガバメント・アクセスや、消費者・第三者への情報開示・情報提供に関する規律について、まずは国際的に議論を行い、場合によっては規範の形成を目指すことが選択肢としてはあり得るところである。

③ 自由討議

<DFFTに係る国際的な議論の進め方について>

- 国際的なデータ流通の推進に向けて、EU のデータ法制が国際標準になってしまわないよう、OECD をベースとした枠組みを作ること、EU の影響力を一定程度抑制することを目指していると理解しており、全体的な方向性に違和感はない。
 - ➔ ご認識のとおり、EU の規則が、国際的な議論を十分に経ないまま、実質的な国際標準となってしまういわゆる「ブリュッセル・エフェクト」の事態は未然に防ぐ必要があると考えており、OECD をベースとした IAP（Institutional Arrangement for Partnership）の活動の中で、国際的な議論を進めていきたい。（事務局）
- EU は、欧州バッテリー・パスポートやデジタル・プロダクト・パスポート、炭素国境調整メカニズム（CBAM）等、サプライチェーンの情報を含めて情報開示を強制するアプローチを採っている。我が国としては、その目的を理解した上で、目的に照らして過剰な規制や差別的な部分については是正を促すほか、立法過程で意見を提起することも重要である。
 - ➔ 欧州における産業データ戦略の背景として、欧州と日本では産業データの捉え方の違いがあるのではないかと。具体的には、欧州では個人データはプライバシー権に基づき、保護されるべきものとみなされる一方で、産業データは企業がコントロールするものではなく、公共財的なものとして受け止められているような印象を受けている。
 - ➔ 事務局としても、ご指摘と同様の認識を持っている。EU では、企業が収集したローデータの価値が比較的低く見られており、どちらかというとローデータを加工して作られたデータセットに相対的に高い価値が感じられているような印象を受けている。（事務局）
 - ➔ ローデータと加工データのいずれか一方に価値があるという考え方は適当ではなく、ローデータの収集からデータセットの活用まで、データのライフサイクル全体で創出される価値に着目していくことが重要ではないかと。
- 今後、データ流通のあり方や管理に関する議論について、我が国が国際的に主導権を持って関わっていくためには、欧州による規制のロジックに対抗できるようなビジョンを持つことが必要であると考えている。昨今では、国際的にも個人データを

個人の排他的な所有物として保護するというより、適切なリスク低減措置を講じた上で、必要な範囲で活用できるようにすることが目指されているため、個人データ保護もデータガバナンスの一部と位置づけ、技術の活用も含めたデータガバナンスのビジョンを作っていくことが重要だと考えられる。

→ 我が国としてビジョンを打ち出していくことが重要というご指摘について、事務局としても重く受け止めたい。(事務局)

- ブリュッセル効果のように、自国の規制によりグローバルスタンダードを形成できる強い影響力を持つ国・地域では、国際的な合意による規範形成に対するインセンティブは生まれにくい。ただし、そうした国や地域に対しても、粘り強く多方面から働きかける中で、一定の落としどころを探ることは有効であると考えられる。
- 越境データ移転やガバメント・アクセスについては、政府間の交渉だけでなく、企業や有識者を巻き込みながら議論を主導できると良い。
- データ越境の規制に関する議論において、安全保障や環境保護等の大義名分を根拠とし、規制による非関税障壁を築く「レトリックの不均衡」と呼ばれる戦略を取る国が現れる可能性がある。そうした場合には、そのような政策によって流通の阻害や介入を行うことが、本当にグローバルな視点で公共の利益に適っているか、という点を検証することが重要である。また、その際に日本のビジョンを打ち出して対抗していくことも重要なポイントとなる。
- 我が国として、国際的に幅広いステークホルダーを巻き込んでいくことが重要である。そのためにも、米国やEUがSNSでデジタル政策について積極的に発信しているように、発信メディアの活用方法の検討も重要である。
- データ越境に関する課題の中には、当事者同士・業界団体同士のすり合わせ等で一定程度解決できるものもあるが、あえてIAPの場で政府として取り組むべき課題としてどのようなものがあるか、十分な検討が必要ではないか。

→ ご指摘のとおり、IAPでは、基本的には大きな粒度の課題を扱うことになると考えられる。継続的に企業へのヒアリングを実施しながら、各国による規制によって生じる不合理や矛盾等を整理していくことを通して、解決すべき課題を洗い出していきたい。(事務局)

- データ流通に関しては留意すべき事項が多く、企業単独で規制に対応することが難しい場合も多い。このような状況の中で、各企業が各国の規制を個別に調査しなくてもよいような、規制の透明性を高める取組についてはニーズが高い。企業に対するヒアリングによるニーズ発掘は重要であるが、明らかにニーズが高い取組については、先行して取り組んでもよいのではないかと。

＜産業データの越境流通のあり方について＞

- データの保護・流通方針の検討にあたっては、データの性質ごとに、社会・政府というステークホルダーと、データを提供する企業というステークホルダーの間の均衡を考えることが重要である。例えば、安全保障に関するデータの取り扱いでは公共の利益が重視される一方で、企業秘密等、社会の要請よりも企業の利益が重視される領域もあると考えられる。
- 政府として、国内産業の国際競争力を念頭において、守るべきデータを保護する「守り」と、我が国の強みが生かせる分野で自由なデータ流通を実現できるよう国際的に主張する「攻め」の双方を実現するための戦略が重要である。特に、「守り」において、データの越境までを考えた場合に、現状の法制度で十分に保護すべきデータの保護が可能かどうか、検証が必要ではないか。
 - ➔ 例えば、不正競争防止法については、域外への適用があるため、海外の企業に対するデータ保護の根拠となる可能性はある。他方、契約条項の域外適用等については、個別の分野によるところも大きいため、ご指摘の点を含めた整理が重要であると認識している。（事務局）
- 我が国の企業が、他国のガバメント・アクセスや情報の強制開示に対抗する根拠として、通信の秘密だけではなく、欧州のデータ法のような法令が必要ではないか。そのような法制度によって、我が国の企業の自由を確保する方法も考えられる。
 - ➔ ご指摘の点は、事務局としても重要な論点と認識している。他方で、従来から日本では、明確な規制の策定を重視する EU と異なり、ソフトローによるアプローチが選択されてきた経緯もあり、必ずしも法制化が唯一の選択肢とは考えていない。日本に適したデータ規制の在り方について、継続的に議論して、日本としてのスタンスを定めていくことが重要であると考えている。（事務局）
- 企業に対するガバメント・アクセスをある程度コントロールしていく上で、適正手続の観点が必要である。公益目的を名目に政府に提出したデータが、全く異なる理由で使用されることもありうるため、ガバメント・アクセスの手続が本当に公益に適うものであり、他の権利・利益を大きく害することはないのかという観点から検証を行う必要がある。
- 憲法上、個人情報だけでなく、非個人情報についても、通信の秘密や住居不可侵等の規定を通して保護されるべきものと整理できる。ただし、企業が有する非個人情報については、安全保障との関連や秘密の重要性等によって、保護すべき度合いには差があることから、画一的な議論は適切ではないように思われる。
- 産業データの管理については、原則として各企業が自由に定めることが望ましく、データ提供の形態や費用の有無等は、越境の有無にかかわらず、商業的合理性に基づいて、企業間の契約により決められるべきものと考えている。他方で、安全保障上

の理由等により、一部のデータの流通について、輸出管理令や外為法等の既存の法制度の枠組と整合する範囲内であれば、一定の規制が行われることは、企業としても理解できる。いずれにせよ、データの取扱いのあり方に関しては、画一的に議論するのではなく、業界やデータスペースの単位で議論するのがよいのではないか。

- プライバシー保護技術（PETs : Privacy-enhancing technologies）では、個人情報保護や暗号化が論点になりやすいが、必ずしも保護の対象は個人情報に限られない。より広く、データの本体を授受せずに、データが生み出す価値のみを共有するためプラットフォームとして捉え、これまでデータ共有が進んでこなかった業界でのデータ共有等に活用していくことが、普及促進につながるのではないか。

→ ご指摘のとおり、PETs が指すものは暗号化や匿名化だけにとどまらないため、データの価値を共有していくためのプラットフォームとしての位置づけも念頭において、今後の検討を行う。（事務局）

- 我が国では産業用機械やロボット等の製品に強みを持つ企業が多いため、それらの製品から生み出される産業データは、日本企業の潜在的な競争力が高い分野といえる。産業データを資産として捉え、活用していくための考え方について、政府としての考えが示されるとよいのではないか。
- データガバナンスの中でも特に、産業用データの共有や法制度については、世界各国で多数の文献が出ている一方で、それらの文献に対するレビューが学会でも進んでいない。そのため、そうした文献に対するレビューに取り組むことも重要である。

<国内のデータ共有メカニズム・エコシステム形成について>

- 国内でデータスペースについて行われている議論は、データ共有の部分に論点が集まる一方で、契約や商行為に関する議論が乏しくなる傾向にある。他国での事業展開にあたっては、商行為や契約等、ビジネス的な戦略が不可欠であるため、まずは取組に関与する官民や個人等のステークホルダーを明確化するなど、ビジネス戦略の立案に向けた議論も必要ではないか。
- データスペースについては、立ち上げや運用の費用負担が課題となりうるが、もし公的資金で費用を賄うとすれば、公益の増進という側面も重要となる。例えば、保険会社が保険加入事業者の労働環境を IoT 等から得られるデータを活用してモニタリングし、保険料率を調整するような取組が進んだ場合、現在労働安全衛生法の執行に費やされている公共の費用を削減できる可能性がある。
- 産業界で、データ活用に対して積極的な取組が進まない背景としては、個人データの取扱いに係る、コンプライアンスリスクの大きさが挙げられる。国際的なデータ連携の議論を進めるためには、規制緩和やサンドボックス、PETs 等の対策を駆使し、データ連携のハードルが下げること、新たなデータビジネスが生まれやすい環境

を整備する取組が必要ではないか。また、同時に、企業に対してデータ連携によるメリットの視点を持ってもらうための働きかけも重要と考える。

- データ管理における技術活用については、国内でデータスペースの考え方や国際連携、産業データの取扱い等について、分析や検討を行っている既存組織との連携も検討するとよいのではないかと考える。

④ 次年度以降の国際データガバナンス検討会の対応方針の説明

- 来年度は、国際データガバナンス検討会の下に産業データ SubWG（仮称）を設置し、産業データのデータガバナンスの議論に継続的に取り組む予定である。（事務局）

3. 今年度の成果と今後の検討方針

第3回「国際データガバナンス検討会」にて示された今年度の成果と次年度以降の検討方針は、以下のとおりであった。

(1) 「国際データガバナンス検討会」の役割と今年度の成果

同検討会は、国際データガバナンスにおける日本のリーダーシップ発揮に向けて、国際視点から国内の重要課題を絞り込み、政策提言化するための検討会としての役割を担っていることが確認されるとともに、今年度は、次年度以降に向けた課題の整理と国内メカニズム・エコシステム形成のための戦略要素の策定を行ったという成果が示された。

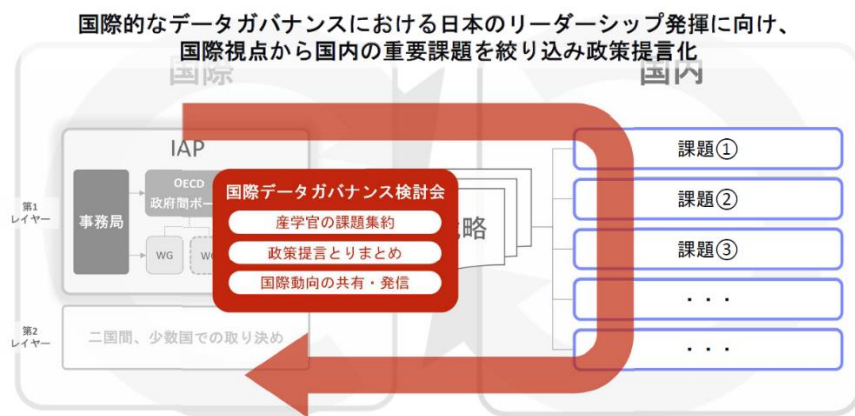


図 13 「国際データガバナンス検討会」の位置づけ¹⁶

今年度の「国際データガバナンス検討会」のゴール

2021年度DFFT研究会

- ・企業が直面するデータ越境の障壁と課題を明確化
- ・各国のデータ関連規制の整理
- ・上記を踏まえたDFFT具体化に向けて核となる5つの領域の策定

2022年度DFFT研究会

- ・2021年度研究会で整理された5つの領域の課題、解決策の具体化
- ・ステークホルダーと政府当局の間の対話の場の設置に関する提案、具体化

2023年12月OECDの下でInstitutional Arrangement for Partnership (IAP) 立ち上げ

2023年度国際データガバナンス検討会

- ・来年度の検討会で議論すべき課題のリストアップ
- ・国際的なデータガバナンス推進に向けた国内メカニズム・エコシステム形成のための戦略要素策定

(※) スライド1は真なり、「国内におけるステークホルダーへのアウトリーチ」や「ネットワーク構築・組織化」を通じて産業における課題を官民連携で抽出していくためのエコ・システム

図 14 「国際データガバナンス検討会」の今年度の成果¹⁷

¹⁶ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第3回資料3

¹⁷ 同上

(2) 「国際データガバナンス検討会」における次年度以降の検討方針

同検討会における次年度以降の検討内容として、以下のような方向性が提示された。

次年度以降も、産業界の課題の整理・分析を継続するとともに、その課題への対応策として、検討会内にサブワーキンググループを設置し、産業データの越境管理に関する実務指針を取りまとめるという方針が掲げられた。

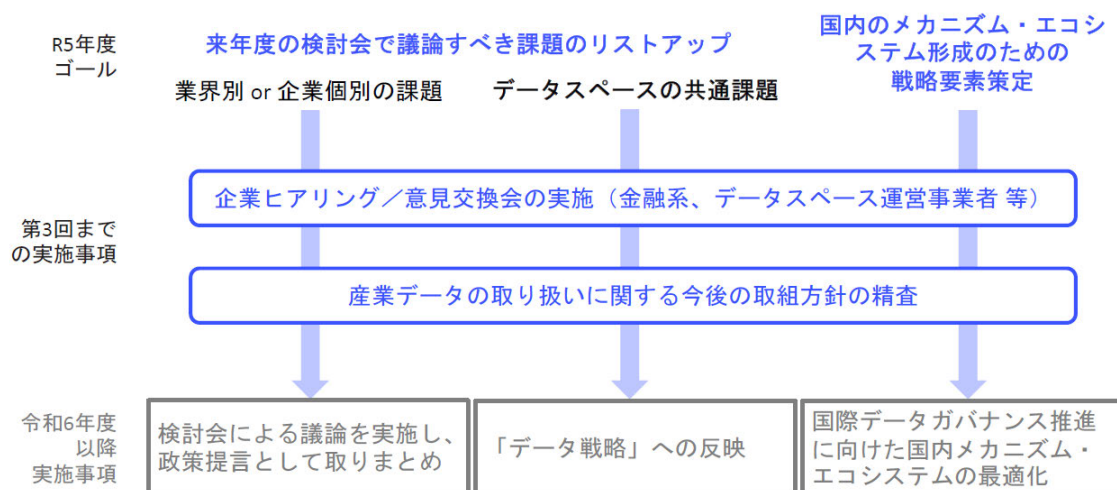


図 15 「国際データガバナンス検討会」における今年度の議論と次年度の検討事項¹⁸

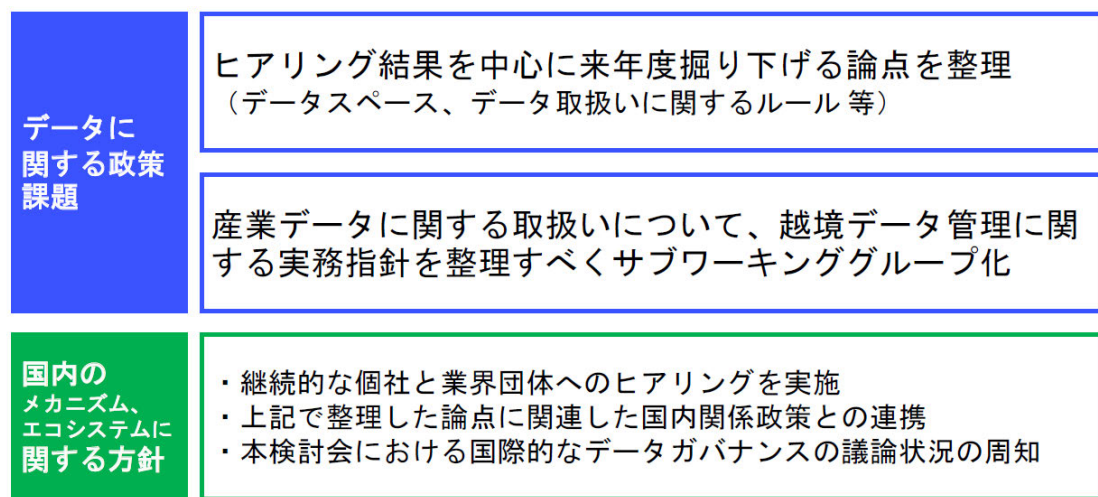


図 16 「国際データガバナンス検討会」における次年度の取組案¹⁹

¹⁸ デジタル庁「国際データガバナンス検討会」第3回資料3

¹⁹ 同上

第5章 「国際データガバナンスアドバイザリー委員会」の開催

1. 開催概要

(1) 趣旨

国内外の一体的なデータ経済圏（エコシステム）の実現に向け、OECD の下で立ち上がった IAP と、その他の国際枠組みにおける DFFT の具体化に向けた取組、ならびに日本におけるデータ戦略とデータガバナンスに関する取組の連携を目指し、国際的なデータ流通・利活用に係る官民協力の強化を図ることを目的として、「国際データガバナンスアドバイザリー委員会」が設置・開催された。

(2) 構成員

本委員会の構成員は、以下のとおりであった²⁰。

① 会長

河野 太郎 デジタル庁 デジタル大臣

② 委員

稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科 教授
遠藤 信博	日本電気株式会社 特別顧問
大橋 徹二	株式会社小松製作所 取締役会長
小島 裕久	株式会社トレードワルツ 代表取締役 執行役員社長 兼 CEO
辻 庸介	株式会社マネーフォワード 代表取締役社長 CEO
南部 智一	住友商事株式会社 副会長（2024/4/1 付）
半沢 淳一	株式会社三菱 UFJ 銀行 取締役頭取執行役員
深澤 祐二	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

③ 事務局

デジタル庁 国民向けサービスグループ
経済産業省 商務情報政策局 国際室
（運営支援）みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 デジタルコンサルティング部

²⁰ 構成員の所属・役職は、2023 年 3 月末時点のもの。敬称略、50 音順。

(3) 開催記録

本研究会は、2023 年度内に、以下のとおり、1 回開催された。

表 4 「国際データガバナンスアドバイザリー委員会」：実施記録

開催回	日時／開催場所	議題
第 1 回	2024 年 3 月 25 日（月） 8:00～9:00 （デジタル庁庁議室）	(1) 冒頭発言（河野デジタル大臣） (2) 民間委員による発言（民間委員） (3) 専門家委員による発言（専門家委員） (4) 自由討議（委員） (5) 閉会の挨拶

2. 実施記録

(1) 開催日時

2024 年 3 月 25 日（月）8:00～9:00（デジタル庁 20 階庁議室）

(2) 出席者

全委員（稲谷委員、遠藤委員、大橋委員、小島委員、辻委員、南部委員、半沢委員、深澤委員、山本委員）

(3) 議事次第

1. 冒頭発言（河野デジタル大臣）
2. 民間委員による発言（民間委員）
3. 専門家委員による発言（専門家委員）
4. 自由討議（委員）
5. 閉会の挨拶

(4) 配布資料

議事次第／座席表

【資料 1】国際データガバナンスアドバイザリー委員会 委員名簿

【資料 2－1】各社資料（株式会社小松製作所）

【資料 2－2】各社資料（株式会社トレードワルツ）

【資料 2－3】各社資料（株式会社マネーフォワード）

【資料 2－4】各社資料（住友商事株式会社）

【資料 2－5】各社資料（東日本旅客鉄道株式会社）

(5) 討議概要

第 1 回の討議の概要は、以下のとおりであった。

① 冒頭趣旨説明

- 2019 年のダボス会議において、安倍元首相が DFFT（Data Free Flow with Trust）を提唱して以来、我が国は欧州と米国の規制に対する対照的なスタンスの間に立ち、また、中国等のデータガバナンスの動向も踏まえながら、DFFT の実現に向けた国際的な議論を主導してきた。その成果もあり、昨年 5 月の G7 のデジタル大臣会合や広島サミットでの合意を経て、昨年 12 月の OECD の会合で、OECD の下に IAP (Institutional Arrangement for Partnership) という新しい DFFT の枠組を設立することが承認された。本年 5 月に開催される OECD 閣僚会議では、我が国が議長国として DFFT のロード

マップに関する議論を主導していくことが重要である。

- 日本政府としては、民間企業を始めとする日本のステークホルダーの声をしっかり受け止め、国際データガバナンスの議論に反映させることで、国内企業のビジネスモデルを踏まえた国際的な競争環境を構築し、データ経済圏を立ち上げていきたいと考えている。
- 欧州では、GAIA-Xのようなデータ流通基盤の整備と併行して、それらの基盤の活用を前提とする規制を策定することで、域内市場へのアクセスと引き換えに、諸外国に欧州のルールを広げていく動きも見られるが、このような動きが続けば、今後のグローバル・サプライチェーンへの影響も懸念される。他方、国内に巨大プラットフォームを抱える米国は、従来は国家レベルでのデータガバナンスの姿勢を示してこなかったが、近年は、連邦政府がデータガバナンスを主導する方針に転換しつつある。
- 国際競争力の向上に向けて、我が国においても、国内企業の意見を反映したデータ戦略やデータガバナンスの枠組みを構築することが重要である。関係府省との連携に加えて、企業からの意見も集約しながら、産学官の共通課題として、データ経済圏やデータ・エコシステムの形成に取り組んでいけるとよい。
- 今後の取組の一つとして、今年の秋にも、セキュリティやデータ利活用を含む、企業のデータガバナンスのガイドラインを打ち出す必要があると考えている。

② 民間委員による発言

＜グローバルな企業活動に伴う越境データ移転に関する課題＞

- データ流通に関する諸外国の規制の透明性向上に取り組んでいただきたい。現在は、データの越境移転を行う各企業が、独自に現地の法令を十分調査した上で、リスクを抑えるために、法令で定められている以上の対応を行っている場合もある。各国間で協調的な規制が行われることが理想的であるが、各国の規制の適用状況の全体像が明確になるだけでも、企業にとっては調査コストの低減に加え、過剰なリスク対策が不要になるというメリットがある。
- 現在、海外での製品・サービス提供に当たり、各国の法規制を調査しながら事業を展開しているが、今後は各国の法規制が一層複雑化することが懸念される。特に、地形の3Dデータや個人情報については、流通や利用に関する規制が厳しい国が多い。また、技術の進展により、近年取得可能となったようなデータについては、法令面での対応が追いついていない場合もある。
- 国外へのデータの持ち出しを制限する国が増えている。企業がそうした国一つ一つにサーバを設置することは現実的でないため、そうした状況への対応が課題となっている。また、現地にサーバを設置する場合のサイバーセキュリティ等も各国共通

の課題となっている。

- 事業活動や採用活動のグローバル化に伴って、個人情報保護やガバメントアクセス等を始めとするデータ関連規制の各国の違いが課題となっている。日本政府には、アジアにおけるデータ関連規制のスタンダードの確立を主導することを期待したい。また、そうした取組には時間を要すると考えられるため、まずは各国の法制度について情報の集約と発信を進めていただけると、企業としては非常に有り難い。
- 海外への事業展開時に、各国のプラットフォームとの連携を検討することがあるが、その際、プラットフォームとの間で授受を行うデータ項目や使用する ID 等、データガバナンスに関する議論が非常に重要になっている。

<国際データガバナンスの推進に関する意見>

- 現在、EU がサプライチェーンを含めた製品情報等のデジタル化に向けた議論を主導している。こうしたグローバルな枠組みの策定に当たっては、可能な限り国内の意向が反映されることが望ましいため、EU の基準がそのまま国際規格となってしまうことのないよう、米国とともに、我が国も積極的に議論に関与していただきたい。
- 現在、EU では、貿易に関わる企業・従業員・貨物を一意に特定できるデジタル ID の枠組みの導入が計画されており、日本企業としての対応が課題となっている。我が国でも、デジタル庁を中心として、IAP 等の場を活用しながら、日本企業が不利益を被らないよう、アジア諸国と連携して国際交渉に臨んでいただきたい。
- 国際データガバナンスに関する議論については、G7 のみで行うのではなく、G20 を始めとする多くの国を巻き込みながら議論を進めていただけるとよい。
- データの流通と利活用の促進は、社会全体の生産性を向上させ、先進国のみならず、新興国の社会課題の解決にも資するような高い付加価値の実現につながる。今後も重要な課題として自社でも取組を進め、IAP における議論等も支援できるとよい。
- 国境を越えたデータ流通の円滑化にあたっては、ルールの策定、トラストの担保、標準化の3つの取組をバランスよく進め、質の高いデータの流通を担保することが必要である。中でも、国際標準化においては、必ず多国間での取組が求められる。データ自体の標準化のほか、ネットワークの安全性や信頼性についても標準化を進めることで、よりセキュアで信頼性の高いデータ流通が実現されるのではないかと。
- 自由なデータ流通と利活用を実現するためには、データ保護とプライバシーに関する共通フレームワークの策定のほか、リテラシーの向上、標準化、データポータビリティ等に関する各国の動向を注視することが重要である。また、データの真正性を担保する中立的な仕組みや、本人確認やプライバシー保護のための技術に関する国際的なフレームワークの策定も重要であると考えられる。
- データの国際標準化の議論においては、データの客観性や品質、データ取得環境等

を定義していくことが必要になる。これは結果的に、データを取得するセンサーに求められる要件を定義することにつながる可能性もあり、波及範囲の広さに留意が必要である。

- データ流通に関する各国の規制を遵守しながら越境移転を行う手法に関して、具体的な技術の実装方法や標準化についても、検討が行われるとよい。

＜国内のデータガバナンスの推進に関する意見＞

- データ連携の促進にあたっては、データを保有する主体に価値を還元できるような枠組みの構築が必要である。また、デジタル化が進んでいない事業者等を支援するような政策についても、検討が望まれる。
- データへのアクセスやポータビリティ権は、デジタル時代の消費者保護の基本的な概念として広がりつつあるが、我が国では特定の産業のデータを除いて、金融や電気、ガス、交通など公益性が高いサービスを提供する企業等が保有するデータへのアクセスは制度化されておらず、制度化を進める国との差が生じている。
- データを提供する企業のインセンティブについての検討や公益性の高い情報の活用に関するコンセンサスの形成等、実際の運用の中で解決が必要な課題もあるため、経済産業省が取り組む Ouranos Ecosystem（ウラノス・エコシステム）等の枠組みを活用しながら、多くの関係者と共にガバナンスの推進や標準化等の取組を進めることが必要ではないか。
- 今後、AI 等の先進技術の普及・発展に伴って、データが持つ価値はさらに向上していくことが予想される。そのため、国内事業に関するデータの海外への持ち出しや取り扱うサーバの要件等も含めて、国内のデータガバナンスのルール整備も重要になるのではないか。

③ 専門家委員による発言

＜国際データガバナンスの推進に関する意見＞

- 他国のデータ関連法制に関する透明性を高める取組が重要であることは明確であるため、今後は具体的な方法論についての議論を行う必要があるのではないか。
- EU では既にデータ法が成立し、産業データや非個人データは公共財として位置づけられて、企業に対して提供義務が課されるような状況になっている。今後、我が国が国際的な議論で後れを取ることがないよう、国内においても産業データや非個人データの位置づけやデータガバナンスのビジョンに関する検討を積極的に進めることが急務である。
- 我が国のデータ関連法制を横断的に見直すとともに、PETs（Privacy-Enhancing Technologies）のような先端技術の活用も視野に入れて、機能的な観点から法制度を見直し、法的な側面と技術的な側面の両面で、我が国としてのデータガバナンスの

在り方を検討することが必要である。その上で、IAP 等の場において我が国のデータガバナンスの在り方を前面に押し出していくことで、多くの国を味方につけ、他国が進めようとする規制を押し返していくことが可能となるのではないかと。

＜国内のデータガバナンスの推進に関する意見＞

- データガバナンスは、先端技術の社会実装において決定的に重要な基盤となる。特に AI や IoT を用いてデータを活用する上では、データの連携基盤が欠かせない。先端技術のリスクガバナンスを重視しつつ、技術のもたらす恩恵を最大化する観点からも、データガバナンスに関する検討は重要である。
- データの活用や流通が進み、新たなビジネスが生まれることで、例えばデジタル化された保険の仕組みによって現場の労働環境の安全性向上等、新たな価値が実現されるという観点も重要である。データがもたらす新たな価値を念頭において検討することで、具体的なメリットが示せるのではないかと。
- 国内のステークホルダーのニーズを把握する上では、企業や業界団体から受動的にニーズを聞き取るだけでなく、政府による情報発信や情報提供を行いつつ、潜在的なニーズを把握するといった、戦略性を持った企業ヒアリングが重要である。また、企業が DFFT の実現に、主体的かつ積極的に関わるためには、具体的なインセンティブの構築も必要である。
- 産学官の連携に加えて、ユーザーの視点も重要である。特にトラストに関する議論においては、ユーザーの主観的な感情を無視することはできないため、ユーザーの意見を収集する手段の検討も必要である。

④ 自由討議

＜相互運用性を高める観点で優先度の高い国・地域＞

- ASEAN 諸国の中には、GDPR（General Data Protection Regulation：EU 一般データ保護規則）への対応に課題を抱えている国もあり、CBPR（Cross Border Privacy Rules：APEC 越境プライバシールールシステム）のような新たな枠組みを進めようとする動きがある。このように欧州とは異なる取組を模索している国・地域とは連携できる可能性があるが、データ流通のルールについては、多国間での議論が難しい面もあり、まずは二国間での議論から進めることが望ましいと考えている。このように考えた場合に、優先度が高いと思われる国・地域があれば、ぜひご意見をいただきたい。（河野大臣）
- 欧州は、GDPR に準拠しなければ欧州市場に参入できないような仕組みを形成しつつあり、このような状況に日本だけで対抗するのは難しい。しかし、米国はデータの領域において欧州と対抗する姿勢は見せていないため、日本として

は、アジアからデータ流通の仕組みを展開するのが望ましいのではないかと。特にインドは人口も大きく、協力関係を構築していくことが望ましい。

- インドは、市場規模が大きいことに加え、グローバルサウスに対して主導権を握ろうとする動きを見せている。データ流通の取組をインドと協働して進めることで、大きな価値を創出し得るのではないかと。
- 既にルールを形成している欧米は難しいが、東南アジア諸国は候補になり得る。特に近年、諸外国から注目を集めているインドネシアは、重要な連携先であると考えられる。
- 貿易の分野では、ASEAN 諸国でプラットフォームの構築が進んでおり、特にタイでは実用化に向けた検討が進んでいる。一方で、貿易量の多い米国や中国に対抗する形でデジタル化やデータ連携を進めていく必要があるため、日本が参画する場合は国レベルでの交渉が求められる。
- 欧州のルールメイキングに対抗する上でも、影響力が大きいインドやインドネシア等を含めて、アジアとしての共通の意見を形成することが重要ではないかと。
- ルールメイキングを力強く進めている欧州の動向を注視しつつ、市場の大きなアジアを見据えて標準化等を進め、その上で今後の成長可能性を有するグローバルサウスに向けて展開を進めていくような順序で取組を進められるとよい。
- アフリカ諸国も、現在はまだ大きな市場ではないかもしれないが、EU や中国の規制に従うことに課題を感じている国もある。アフリカにも、データ流通の方向性を示し、日本のイニシアティブに関心を抱いてもらえるとよい。
- 欧州は、GDPR に準拠しなければ欧州市場に参入できないような仕組みを形成してきており、こうした動向に日本だけで対抗するのは難しい。一方で、米国はデータの分野において欧州と対抗する空気感ではなく、アジアからデータ流通の仕組みを展開するのが望ましいのではないかと。インドは人口のボリュームも大きく、協力関係を構築して行けるとよい。
- IAP によって、グローバルサウスに対して中国や EU 以外の選択肢を提示できたと考える。今後も IAP の取組を推進していけるとよい。

<今後の取組方針及び民間企業への期待（デジタル庁）>

- IAP によって、グローバルサウスに対して、連携先の候補として、中国や EU 以外の日本という選択肢を提示することが可能となった。今後も IAP の議論を日本が主導していけるとよい。
- 越境データ移転に関して、データの提供先を選択できるような分散型のプラットフォーム

フォームを構築する試みが始まっており、欧州との主導権争いも既に起きている。こうしたプラットフォームの標準化やガイドラインの策定に当たって、今後、日本が主導権を握っていけるとよい。

- 今後、本委員会において、企業の実情やニーズを踏まえた政策を検討していくためにも、企業の皆様が国際的なビジネスにおいて直面している具体的な課題やニーズがあれば、ぜひ今後の検討課題としてご教示いただきたい。

⑤ 閉会の挨拶（河野大臣）

- 本日の議論に深く感謝申し上げたい。我が国としてデータガバナンスに関する情報発信や対外交渉を進めていくにあたって、民間企業からの意見を取りまとめ、それらの意見を着実に反映できるように取組を進めていきたい。

第6章 データの越境移転に関する企業認証制度の啓発活動

1. 実施概要

(1) 目的

2022 年に新たに設立が宣言された個人データの越境移転に関する企業認証制度である「グローバル越境プライバシールール（GCBPR）」の認証取得企業の拡大に向けて、現行の越境移転制度等を参考としつつ、制度上の改善点を把握する為、ユーザー企業へのヒアリングを実施すると共に、地方の中小企業へ CBPR 制度の普及啓発をすべく、対面でのワークショップを開催した。

(2) 実施内容

「データの越境移転に関する企業認証制度の啓発活動」として実施した内容は、以下のとおりである。

① ヒアリング：普及啓発のための制度改善提案の検討

現行の越境移転制度（APEC CBPR）を導入している CBPR 認証取得企業 2 社並びに業務として個人データを越境移転しているユーザー企業計 10 社に対し、7 項目 1 時間程度のヒアリングをオンラインにより実施し、越境移転ツールの有効性やメリット・デメリット、認証取得企業拡大へのインセンティブ等の視点から、課題の整理を行い、課題に対する改善案をとりまとめた。

表 5 ヒアリング実施一覧

No	実施日時	対象企業
1	2023/11/21（火）10:00-11:00	A 社（情報通信業）
2	2023/11/27（月）13:30-14:30	B 社（情報通信業）
3	2023/11/30（木）10:00-11:00	C 社（情報通信業（EC））
4	2023/12/01（金）16:00-17:00	D 社（製造業）
5	2023/12/04（月）13:30-14:30	E 社（情報通信業）
6	2023/12/04（月）15:30-16:30	F 社（情報通信業（EC））
7	2023/12/05（火）14:00-15:00	G 社（製造業）
8	2023/12/08（金）16:00-17:00	H 社（情報通信業）
9	2023/12/12（火）11:00-12:00	I 社（輸送用機器業）
10	2023/12/18（月）11:00-12:00	J 社（情報通信業）

② ワークショップの開催

地方での普及啓発を目的として、対面によるワークショップを福岡と大阪でそれぞれ計2回開催した。

表 6 ワークショップ実施一覧

開催日時	開催地	開催概要
2023/12/14（木） 14:00-16:40 （受付：13:30）	【福岡】 共創館カンファレンス A（大会議室） 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル共創館 3 階	■ 参加者：29 名 ■ テーマ：CBPR 認証の方向性、認証を取得する意義、具体的な認証取得方法等 ■ 事後アンケート： 「海外への個人情報流通を促進する上での認証制度は、安心、安全の保証という面で魅力がある」等の高い評価を獲得
2024/1/10（水） 14:00-16:40 （受付：13:30）	【大阪】 リファレンス大阪 駅前第 4 ビル貸会議室（2307AB 会議室） 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第 4 ビル 23 階	■ 参加者：29 名 ■ テーマ：同上 ■ 事後アンケート： 「グローバルなデータ流通の構築ができそうである」等の高い評価を獲得

2. 実施結果

2.1 普及啓発のための制度改善提案の検討

(1) ヒアリング調査

① 実施期間

2023 年 11 月 21 日（火）～ 2023 年 12 月 18 日（月）

② 調査対象

様々なサービスを通じて個人データの越境移転が起こり得る事業者、グローバルに事業を展開している事業者、ユーザー情報を多数保有する事業者等、32 企業・団体へ打診し、10 企業・団体を調査対象としてヒアリングを行った。

③ 調査項目

CBPR 認証制度取得企業増に向けた現状把握並びに課題の改善提案につながる項目にフォーカスし、CBPR 認証制度の認知度、越境移転ツールの導入状況及び今後の導入見込み（CBPR 認証制度以外も含む）、CBPR 認証制度の拡大に必要なこと等、7 項目の質問を設定した。ヒアリング項目は、以下のとおり。

表 7 ヒアリング調査項目

No.	項目
1	APEC CBPRs についてどの程度理解されていますか？
2	Global CBPR 認証等、個人情報の新しい越境移転ツールは、事業者にとって有効（必要）ですか？
3	GDPR 等の規則や法（例：十分性認定/BCR/SCC）等と比較した場合、越境移転ツール（例：APEC CBPR/Global CBPR 認証）等第三者認証制度のメリット及びデメリットは何ですか？
4	CBPR 以外の認証を取得していますか？ ➤ している：①認証制度名、②認証取得の理由、③認証制度の効果、④認証申請手続きで改善して欲しいことは何ですか？ ➤ していない：①理由、②今後取得の予定はありますか（ない：ない場合、もし取得を検討する場合、何が必要ですか。）、③認証取得の効果として期待することは何ですか？
5	海外子会社を持っている場合に、子会社もまとめて認証される運用（親会社と同一ポリシーが徹底されていることが前提）は、CBPR 認証を取得する動機になりますか？

No.	項目
6	Global CBPR 認証等、個人情報の新しい越境移転ツールが、社会の信頼を獲得し、より多くの企業が取得したいと思えるようになるためには、何が必要ですか（コンプライアンス又はアカウンタビリティを示すツールとして有用である、他）？
7	CBPR 認証の認知度を高めるために、どのような方法が効果的ですか？

④ 実施方法

ヒアリングは、調査対象者の同意を得て、CBPR 認証制度の所管官庁である経済産業省、個人情報保護委員会同席の元、オンラインにて1時間程度質疑応答を含むヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリングは実態調査ではなく、質問項目に基づき事業者から忌憚のない意見をうかがうものである為、ヒアリング開始時に調査機関の経済産業省より主旨説明を行った。

(2) ヒアリング調査結果

前節の企業に対して実施したヒアリングの結果は、以下のとおりであった。

① 越境移転ツールとしての有効性に関する課題

GDPR の SCC 等の対応も含め、各法域により越境移転規制が異なり、企業では法域ごとに異なる個別対応が求められることから、コスト・工数がかかっている。その内訳としては、組織内の運用が煩雑になるだけでなく、法の専門家へ外部委託するコスト等へ懸念が示された。

他方、同じハードローの括りで整理できる十分性認定との比較では、個別対応が不要なため、中にはこの枠組みの中で越境移転できるように環境が整うことを望む声もあった。また、わが国の越境移転に係る法制度上のメリットも、選択肢が他にもある為、特段感じられないという結果となった。

表 8 越境移転ツールとしての有効性に関する課題（抜粋）

区分	主な意見
複数の異なる法域への対応実務	■ 越境移転について、各国の法制度で求められる要件が異なる為、個別の対応が発生している。CBPR 認証により、越境移転が統一的にできるようになる等、個別に対応しているコスト・工数を低減できれば、有効である。(A 社、C 社、I 社、G 社) ■ 各国法において、CBPR 認証を取得していれば、越境移転してよいとなれば、海外から日本への越境移転も容易になり、認証取得する日本企業にとって有効である。グローバルパスポートのような形になっていくことが必要である。(D 社、G 社、I 社)

区分	主な意見
	■ 複数の越境移転ツールに対応しているが、現状、組織の中では、1 つのマネジメントシステムで対応できるようにしている。対象とする個人情報の定義をとっても、それぞれ若干の違いが見られ対応コストがかかっている。(E 社) ■ CBPR 認証は、カバーされる地域が限定的で、その他の越境移転ツールとの間で相互運用が認められているわけでもない。その場合、グローバルな越境移転ツールとなり得るか。(G 社) ■ グローバル CBPR 認証の取得により、各国の法制度の中で、一定の法的要件の除外・緩和等がなされれば、有効である。(J 社) 【SCC との比較】 ■ SCC は、各国で雛形が異なったり、使い分けが必要になる場合があり、国ごとに最適化しなければならない。1 つのルールで対応できるようになればメリットである。(A 社、J 社) ■ SCC は、個々の SCC の内容を遵守しなければならず、運用が複雑になってしまう為、それを回避できると有効である。(G 社、E 社) ■ SCC 等、EU GDPR の対応は、外部専門家に相談する等も含め、コストや手間が一定程度かかっている。(D 社) ■ SCC 等の対応コストは高いが、一度契約を結べば、頻繁に変更する必要がない為、越境移転の数が少ない場合や、あまり変化がない場合には SCC でも対応できる。(E 社、G 社) 【十分性認定との比較】 ■ 理想を言えば、十分性認定のように、国家間である程度の枠組みができて、法令の元で、自然とその国との間でデータ移転できる枠組みが増えていく方が望ましい。(D 社) ■ 日本においては、CBPR 認証を取得しても、個人情報保護法（以下、「法」という）第 28 条 3 項に規定される内容は適用除外されない為、越境移転先の制度を調べ、社内を確認し、監査を行う等の対応が必要である点は、十分性認定を受けている国に越境移転する場合との差分であると認識している。(J 社)
法制度上の課題 (国内、各国の法制度)	■ 日本から海外への越境移転について、法第 28 条第 1 項の適用除外の条件として、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定（CBPR 認証）を受けていることが規定されているが、認証取得以外にも選択肢がある為、これだけでは認証取得には結び付かない。(E 社、G 社) ■ 現状、多くの企業は、法第 28 条第 1 項に対して、適切かつ合理的な方法により、「法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」（個別の契約）をもって対応していると認識している。(G 社) ■ 越境移転先としてではなく、越境移転元として、CBPR 認証を取得するメリットが感じにくい。(A 社)

② 第三者認証制度としての認知度に関する課題

CBPR 認証は、グローバルな基準に基づいて第三者から評価を受ける為、社内の適切な体制構築・運用につながり、国内外のステークホルダーに対してわかりやすくアピールでき、信頼を得られる点が、認証取得事業者を中心に評価されている。

一方で、ヒアリングに応じた企業・団体の半数以上が CBPR 以外の第三者認証（P マーク、ISMS、ISO/IEC27701、PCIDSS、SOC1、SOC2 等）を取得、又は検討しており、他の認証に比べると、CBPR 認証は、企業間でも、消費者においても認知度が低い点が、課題として挙げられた。

また、CBPR 認証の企業間取引においては、委託先の選定時にセキュリティチェックシートで CBPR 認証の有無により、一定のチェック項目への回答が不要になる等の例もあるが、そうした企業間取引での活用は限定的であることが課題として挙げられた。

表 9 第三者認証制度としての認知度に関する課題（抜粋）

区分	主な意見
認知度の低さ	■ CBPR 認証取得事業者数が少ない。(F 社) ■ 第三者認証であるので、越境移転に係る十分な対応をしていることを、取引先企業へわかりやすくアピールできる点がメリットだが、CBPR は認知度が低く、伝わりにくい。(E 社) ■ 一般社会や消費者への訴求力を高めてほしい。(H 社、I 社)
企業間取引における進まない活用	■ 委託先の選定にあたり、セキュリティチェックシートのデータ越境移転に係る設問で、CBPR 認証の有無を問われる場合があり、その際、CBPR 認証を取得していれば、一定のチェック項目への回答が不要となる場合もあるが、そのような事例は、限定的である。(B 社) ■ 大企業をはじめとする調達元が、調達時の要求事項や、評価項目として、認証を活用するようになるとよい。(B 社、G 社、I 社、J 社) ■ 政府や民間の調達要件とすることも考えられるが、そうした運用を行うには、まだ認知度が低い状況にあると思う。(E 社)

③ 第三者認証の取得・維持コスト及び工数に関する課題

CBPR 認証取得のメリットが明確に捉えられず、他の情報セキュリティや個人情報保護に係る第三者認証がある中で、CBPR 認証の費用対効果に起因し、取得に踏み切れないとの意見が挙げられた。

また、CBPR の認証期限が 1 年である為、毎年審査を受ける必要がある。「1 年ごとに見直す機会ができる等、社内に越境移転を含めた体制づくりができる点は意味がある。」という見方がある一方で、「認証維持のための企業側の負担が大きい」との意見もあった。

表 10 第三者認証の取得・維持コスト及び工数に関する課題（抜粋）

区分	主な意見
コスト及び工数	■ 認証取得が法的義務ではなく、認証取得・運用にはコストや工数がかかる為、費用対効果を明確に説明できない。(B 社、D 社、G 社、H 社、I 社) ■ 他の類似の認証も取得している為、認証の取得・維持コストが何重にもかかることは、デメリットである。(G 社) ■ CBPR 認証は、毎年新規で審査を受けることになる為、認証維持のための企業の負担が重い。(E 社、G 社)

④ 認証取得のインセンティブに関する課題（グループ認証、PRP 認証）

海外子会社を有している場合に、親会社と同一のポリシーが徹底されていることを前提に、子会社もまとめて認証される運用（以下、「グループ認証」という）に対するニーズをヒアリングしたところ、ヒアリング対象の 10 企業・団体の内、9 企業・団体が、「グループ認証が可能になれば、認証取得の動機になり得る」と回答した（必須ではなく、オプションとして選択できるようになることを希望する声を含む）。

一方で、親会社と同一のポリシーを子会社へ徹底することの実現可能性については、「グループ全体のガバナンス構築が図られ、それを対外的に示せることは有効である」との受け止めがある一方で、「海外の子会社は規模の大小があり、コストやリソースの面で対応が難しい場合がある」、「子会社の業種や拠点の性格による」、「どの粒度でポリシーの徹底を求めるかによる」との意見も挙げられた。

また、「親会社が海外子会社に対してガバナンスを徹底できる仕組みでないと、結果として、CBPR 認証の保証レベルの担保が難しくなるのではないかと懸念する意見もあった。その他、APEC Privacy Recognition for Processors (PRP) 認証についても、「日本でも取得が可能になるようにしてほしい」²¹との意見も挙げられた。

²¹ PRP 認証は、APEC AA のうち米国とシンガポールが実施している。この認証は、主に顧客のデータを預かって処理を行う企業（プロセッサー）を対象としているが、日本の個人情報保護法上、「管理者（コントローラー）」と「処理者」（プロセッサー）の区別がなく、「個人情報取扱事業者」として定義されている為、本報告書の作成時点において、日本では PRP 認証制度は導入されておらず、CBPR 認証制度のみを運用している。

表 11 認証取得のインセンティブに関する課題（抜粋）

区分	主な意見
グループ認証の導入	<メリットがある> ■ 現状、グループ企業であっても、越境移転については個社別に対応している為、一つの枠組みで対応できるようになると、グループ全体でガバナンスを効かせることが可能となり、それを対外的に示せる点はメリットである。(A 社) ■ グループ全体でのガバナンス構築のきっかけとなることも、メリットである。(F 社) ■ 子会社単体ではコスト面で認証取得は困難な場合も想定される為、グループ全体で認証取得をできるのはメリットである。(E 社) ■ 海外の子会社が多い為、グループ認証がないと、そもそも認証を取得する意味が見いだせない。(I 社) ■ グループ認証を必須とするのではなく、オプションとして選択できる仕組みがあるとよい。(G 社、J 社) <懸念事項> ■ 親会社が、海外子会社に対して、ガバナンスを徹底できるかが疑問である。グループ認証の実施により、CBPR の保証レベルが低いとの懸念が一層高まってしまうのではないかと。(G 社)
グループ内での統一ポリシーの適用	■ グループ統一のポリシーの策定は可能。(G 社、I 社) ■ 親会社が子会社に対してプライバシーガバナンスの構築を支援すれば実現可能である。(E 社) ■ 海外子会社にも親会社と統一的なプライバシーポリシーを適用すべきだと考えている。(F 社) ■ スタートアップ企業では、運用円滑化の為、統一したポリシーで運用している場合も多い。(B 社) ■ 海外の子会社に対して、親会社と同じルールを徹底することは難しい。海外の子会社は規模の大小があり、コストやリソースの面で対応が難しい場合が想定される。(A 会社、C 社、G 社) ■ 海外では地域により、ルール整備や教育の取組状況が異なる為、親会社と同じルールを徹底することは難しい。(D 社) ■ 子会社といっても業種や性格（開発拠点、製造拠点、販売拠点等）が異なる為、親会社と同一のポリシーが適用可能かはケースによる。(G 社、H 社) ■ 海外の子会社へ、どの粒度で、親会社と同一のポリシーの徹底を求めるかにより、実現可能性や難易度は変わる。(D 社、H 社) ■ BCR のように、グループ共通のルール導入には相当な労力がかかる。(G 社) ■ セキュリティは統一的なポリシーにできると考えるが、個人情報については、各社のサービス内容や、各国の法的要件が異なる為、別のポリシーを策定する必要がある可能性もある。(J 社) ■ 海外の子会社を含まず、国内の子会社だけの方が、ポリシーは統一しやすい。(A 社、D 社、H 社)

区分	主な意見
PRP 認証 ²²	■ Processor（処理者）向けの認証も、日本企業が取得できるよう検討してほしい。（E 社）

(3) 普及啓発に向けた制度改善提案

ヒアリング調査結果を踏まえた制度改善提案の方向性としては、以下のような点が挙げられる。

① 越境移転ツールとしての有効性に関する課題

企業において、各法域で異なる越境移転規制への対応が求められ、コスト・工数がかかっている。それを低減するために、グローバルに共通の越境移転ツールとして CBPR 認証への期待が寄せられている一方で、カバーされる地域が限定的な現状では、越境移転ツールとしての有効性が明確でないとの課題が示された。

新たな国や地域からの参加を可能とするグローバル CBPR フォーラムに係る取組を推進し、各国法において CBPR 認証が越境移転ツールに位置づけられるような働きかけを進める等、越境移転ツールとしての有効性を高めていくことが重要である。

② 第三者認証制度としての認知度に関する課題

CBPR 認証は、企業間でも、消費者においても認知度が低い点が課題として挙げられた。認知度を高めるための周知が重要であり、具体的には以下が考えられる。

- ✓ 実際に認証取得している事業者からの認証の有効性・取得方法等の具体的説明
- ✓ グローバル CBPR の取組の進捗のタイムリーな共有
- ✓ 企業の海外展開を支援する政府機関（JETRO 等）や、インバウンドの誘客や消費拡大を進める観光庁等を通じた、個人情報の越境移転が生じる可能性の高い事業者への働きかけ
- ✓ 認定個人情報保護団体を通じた、個人情報保護に関心の高い事業者への働きかけ
- ✓ ポテンシャルの高い業界における主要な企業に対する働きかけ（「同業他社が CBPR 認証の取得を検討することは、自社において検討を開始する強い動機になる」（ヒアリングより））
- ✓ CBPR 認証制度が DFFT 推進の具現化策のひとつであるという意識づけ（「そもそも越境移転がままならないという実態が一般に理解されていない」（ヒアリングより））
- ✓ B2C 企業における、消費者に対する認知度向上の施策の推進 等

また、各業界の上流の企業、いわゆるプラットフォーム事業者、大企業等において、CBPR 認証を取得している企業が増加した場合、適切なデータの取扱いが担保されているものと

²² 前掲 1

する調達要件への位置付けや委託先チェックシート等において認証を取得している一定のチェック項目の評価を不要にする等の利用が広まることが考えられる。その結果、第三者認証としての有効性も底上げされ、このような活用例を、認証制度の審査機関であるアカウンタビリティ・エージェント等から紹介することも有効になるだろう。

なお、企業への投資決定を行う際に、財務情報だけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する ESG 投資が広がっている。CBPR 認証がコンプライアンスツールとして機能すれば、投資家や株主によっても認識され得る可能性があり、その機運を高める要素としても重要だと考えられる。

③ 第三者認証の取得・維持コスト及び工数に関する課題

認証制度に関連するコストについては、取得・維持双方においてコストが負担になり、特に中小企業においては、認証取得費用の軽減策の導入も要望としてあがっていた為、重要な検討要素となる。直接的な補助制度の検討と共に、複数の認証制度を取得することになる企業においては、既に取得している既存の認証制度と同一の評価項目がある場合、審査工数の削減につながる等の要件が設定されることも実利に叶う施策となろう。現在 CBPR の審査を行っている国や地域では独自の認証制度が存在する場合は少なくない。国際標準との適合性評価による認証制度等との比較も含め、CBPR 認証制度を導入している国と地域全てを対象とした施策として有効であると考えられる。

また、認証期限が1年という点も、維持コスト及び工数の両方に影響がある。他方、1年毎の見直しによるコンプライアンスの担保がメリットであるとする事業者もあり、引き続き、企業や認証審査機関へのヒアリングを行い、実態を把握した上で検討していくことが必要であろう。

④ 認証取得のインセンティブに関する課題（グループ認証、PRP 認証）

認証取得のインセンティブに関する課題として、グループ認証を取り上げた。CBPR 認証制度の運用が分かれる要素であり、日本では導入されていない。ヒアリングの結果は、概ね導入に賛同する声が多くメリットがあると回答した企業が多かった。他方で、日本の親会社が海外の子会社に対してガバナンスを徹底することができるかどうかは鍵となり、言葉の問題、海外の文化や風土の違い、組織自体が少人数で運用されている企業も少なくないという現状も考慮する必要がある。なお、日本の親会社だけでなく海外の子会社における情報の取扱いにおいても第三者の評価を受け、適切な運用を徹底したいとの声もあった。

また、PRP 認証が日本ではまだ導入されていないことは前述したが、プロセッサーとして事業展開する企業も日本では多い為、PRP 認証制度の導入を望む声も多く、ヒアリングでも同様の意見があった。

インセンティブに直結する改善策は急務と考えられるが、法制度上の検討課題も関連す

る。日本企業が他の法域に所在する企業に比べて、認証取得やプロセス、ひいては、その認証が活用されるマーケットでの競争において不利にならないよう考慮しつつ、引続き事業者の認証取得のインセンティブがどこにあるのか、ヒアリング等を継続的に行い、事業者の声に基づく制度設計を進めることが肝要である。

2023 年 4 月にグローバル CBPR フォーラムの設立に関する宣言が公表され、日本を含む 9 つの参加国及び地域は、新たな国や地域からの参加を可能とすることを目的に、フォーラムに関する組織体制の整備や新たな企業認証の枠組みの運用開始に向けた取組が進んでおり、越境移転ツールとしての有効性が高められる取組が推進されている。

AI 等の技術進展によりデータ利活用は急速に進んでおり、最先端の海外の技術やサービスの活用や、海外の開発拠点と連携等、企業における越境移転が増えていくことが想定される。第三者認証の活用によるマーケットや消費者の信頼の獲得とセットで、高度なデータ利活用を進めていくことへの機運が高まることも想定される。その際の選択肢として、CBPR 認証が位置づいていくことが望ましい。

2.2 ワークショップの開催

DDFTに関連する取組として、2022年に新たに設立が宣言された個人データの越境移転に関する企業認証制度である「グローバル越境プライバシールール（GCBPR）」の認証企業増加に向けて、地方都市での対面によるグローバルCBPR認証制度の普及を目的としたワークショップを、福岡と大阪で計2回開催し、参加者の事後アンケートの結果をとりまとめた。

(1) 福岡（博多）開催

① 実施概要

福岡開催のワークショップは、以下の要領で実施した。

表 12 実施概要

実施概要	
イベント タイトル	『経済産業省／個人情報保護委員会共催 「グローバルCBPRの展開・普及ワークショップ（福岡）」』
主催	経済産業省／個人情報保護委員会共催 (事務局：JIPDEC)
開催日時	2023年12月14日（木）14:00-16:40
開催場所	共創館カンファレンス A（大会議室） (福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館3階)

② プログラム

プログラムは、以下のとおりである。

表 13 プログラム

プログラム		
14:00～14:05	開会挨拶	経済産業省 商務情報政策局総務課国際室
14:05～14:25	CBPR 認証の概要	個人情報保護委員会事務局 国際室
14:25～15:05	CBPR 認証取得の意義	インタセクト・コミュニケーションズ 株式会社 経営管理本部リスク管理室 室長 甘利 友朗 氏 PayPay 株式会社 執行役員 CCO 兼 CRO 兼 DPO 兼 法務リスク統括本部長 寺田 陽亮 氏

プログラム		
15:05～15:20	休憩	
15:20～16:20	パネルディスカッション 「グローバル CBPR の展開・普及に向けて」	(モデレーター) 東洋大学 法学部 教授 加藤 隆之 氏 (パネリスト) ひかり総合法律事務所 弁護士 板倉 陽一郎 氏 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 副会長 樋口 容子 氏 インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 経営管理本部リスク管理室 室長 甘利 友朗 氏 PayPay 株式会社 執行役員 CCO 兼 CRO 兼 DPO 兼 法務リスク統括本部長 寺田 陽亮 氏
16:20～16:35	CBPR 認証取得の紹介	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 認定個人情報保護団体事務局 事務局長 奥原 早苗
16:35～16:40	閉会挨拶	経済産業省 商務情報政策局総務課国際室

③ 実施報告

上記実施概要とプログラムに基づき、募集を行った福岡開催のワークショップには、申込者数 43 名に対し、29 名の方々に参加いただいた。なお、プログラムの登壇者が説明した内容は、以下の通りであるが、詳細についてはワークショップ運営事務局である JIPDEC の Web サイトに開催レポートとして公開されている²³。

閉会挨拶では、経済産業省より、CBPR（Cross Boarder Privacy Rules）システムが、個人データの越境移転をスムーズに行える効果的な仕組みであり、今後 APEC の枠組みを超えた拡大に向けて、期待を込めて周知活動を行う旨の説明があった²⁴。また、個人情報保護委員会事務局より、CBPR 認証システムの概要として、認証取得のメリット、審査の内容、将来に向けた取組み等が説明された²⁵。続いて、CBPR 認証を実際に取得している事業者 2 社より、CBPR 認証を取得したことによるメリットや、CBPR 認証にかかった手順や期間、グローバル CBPR への期待等が紹介された²⁶。

プログラム後半では、マルチステークホルダーの観点から、CBPR 認証を取得している

²³ 情報ライブラリー「JIPDEC レポート」 <https://www.jipdec.or.jp/library/report/index.html>

²⁴ 前掲 2 「閉会挨拶」 <https://www.jipdec.or.jp/library/report/20240110-r02.html>

²⁵ 同 「CBPR 認証の概要」 https://www.jipdec.or.jp/library/report/ku3eau0000001yjj-att/20240110_r02.pdf

²⁶ 同 「CBPR 認証の意義」～中小企業こそ取得すべき～ <https://www.jipdec.or.jp/library/report/20240110-r03.html>
～PayPay における CBPR 認証取得について～ <https://www.jipdec.or.jp/library/report/20240110-r04.html>

事業者、有識者、消費者代表等からなる登壇者によるパネルディスカッションを行い、それぞれの立場から、参加者に向けた興味深い意見が示された²⁷。その後、CBPR への理解を少し深めていただいたところで、日本における APEC CBPR 認証システムの審査機関（アカウンタビリティ・エージェント）である JIPDEC より、CBPR 認証取得に関する手続き等具体的な申請フローを紹介した²⁸。

開催風景		
		
「CBPR 認証の概要」 個人情報保護委員会事務局	「CBPR 認証取得の意義」 インタセクト・コミュニケーションズ	「CBPR 認証取得の意義」 PayPay
		
「CBPR 認証取得の紹介」 JIPDEC	「パネルディスカッション」 登壇者	「閉会挨拶」 経済産業省

図 17 開催風景

④ アンケート調査結果

今後のグローバル CBPR の展開・普及に向けた施策の参考とすることを目的に、ワークショップの参加者を対象として、事後アンケートを実施した。プログラムの内容に関する評価、CBPR システムへの理解度の把握や CBPR システムに関するご意見、事業者の方々が取得されている認証制度や認証取得に関する課題、グローバル CBPR の展開・普及ワークショップを通して、詳細に知りたい内容のご意見の募集、感想等に関する項目を調査設計した。

²⁷ 同 「グローバル CBPR の展開・普及に向けて」 <https://www.jipdec.or.jp/library/report/20240110-r05.html>

²⁸ 同 「CBPR 認証取得の紹介」 <https://www.jipdec.or.jp/library/report/20240110-r06.html>

表 14 アンケート調査概要

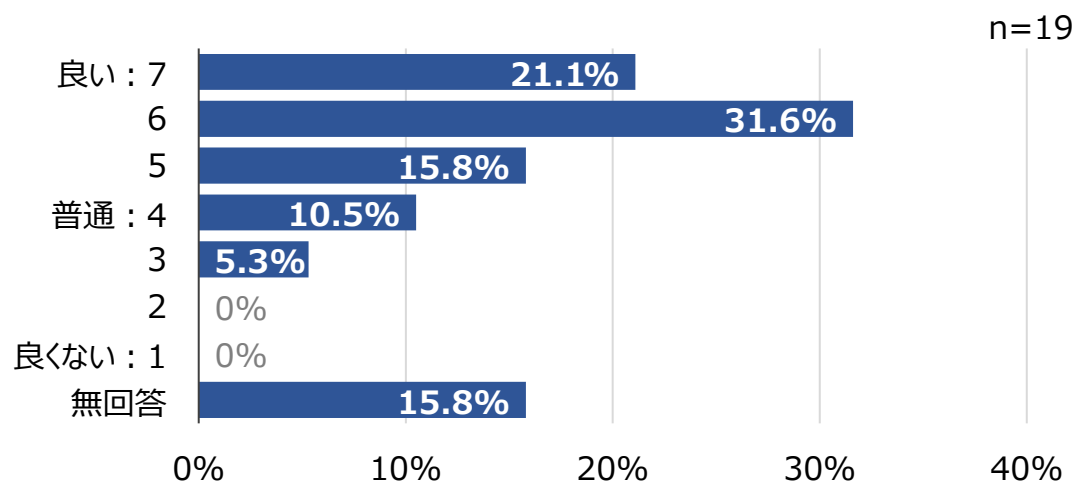
調査概要	
実施日	2023 年 12 月 14 日（木）
調査方法	アンケート用紙への記入（当日回収）
質問項目	9 問（選択式 4 問、記述式 5 問）
調査対象	29 名（ワークショップ参加者）
回答数	25 名
連絡先の提供	9 名

具体的な質問内容及びアンケート調査の結果は、以下のとおり。

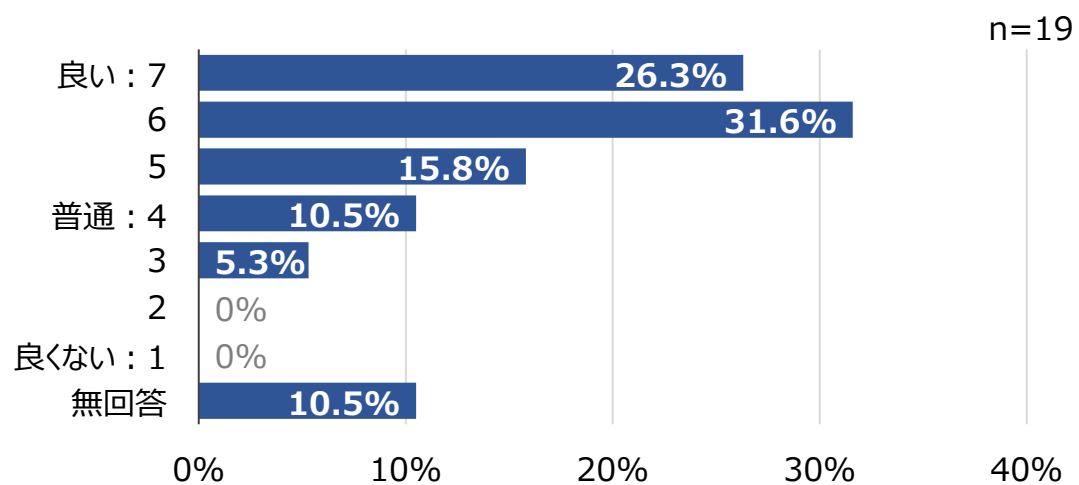
Q 1. 今回のワークショップについて、お聞かせください。

	良い	←	←	普通	→	→	良くない
ワークショップのテーマ、構成	7	6	5	4	3	2	1
ワークショップの内容の分かりやすさ	7	6	5	4	3	2	1

1. ワークショップのテーマ、構成



2. ワークショップの内容の分かりやすさ



Q 2. プログラムの内容について、お尋ねします。

個人情報保護委員会事務局総務課国際室「CBPR 認証の概要」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

APEC CBPR 認証取得事業者「CBPR 認証取得の意義」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

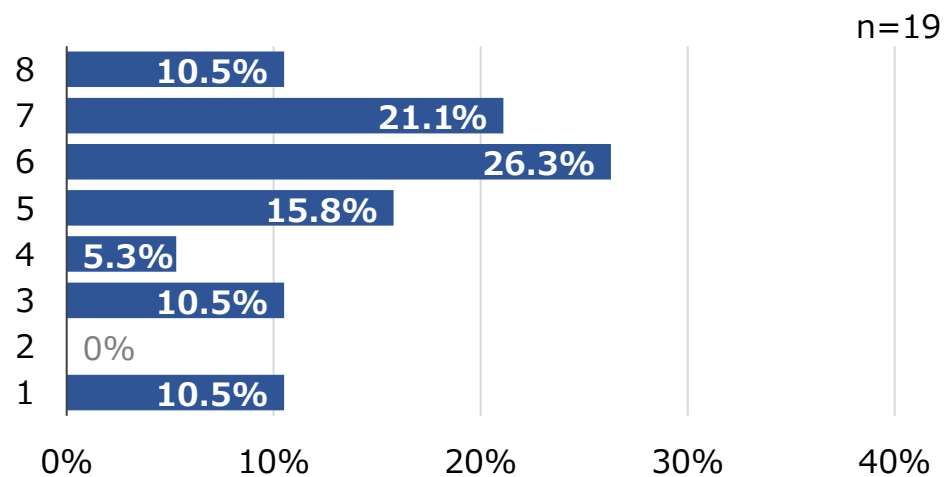
パネルディスカッション「グローバル CBPR の展開・普及に向けて」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

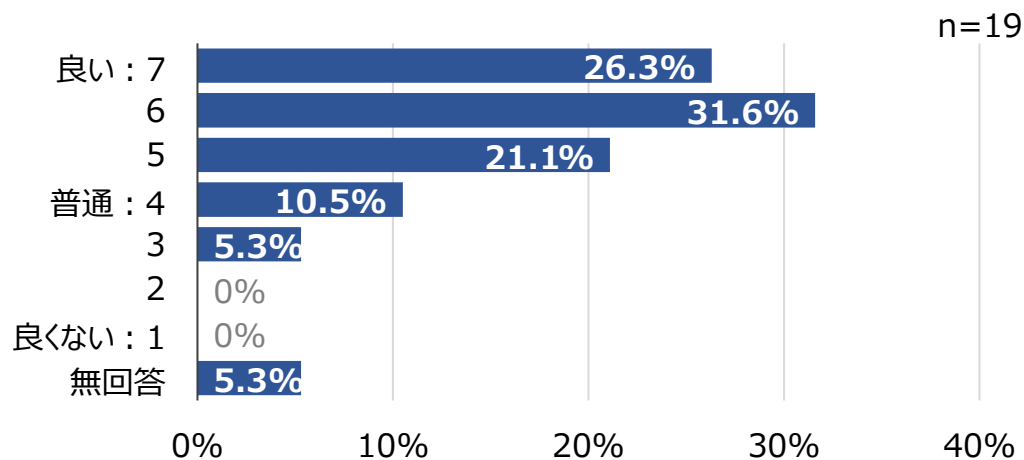
JIPDEC「CBPR 認証取得の紹介」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

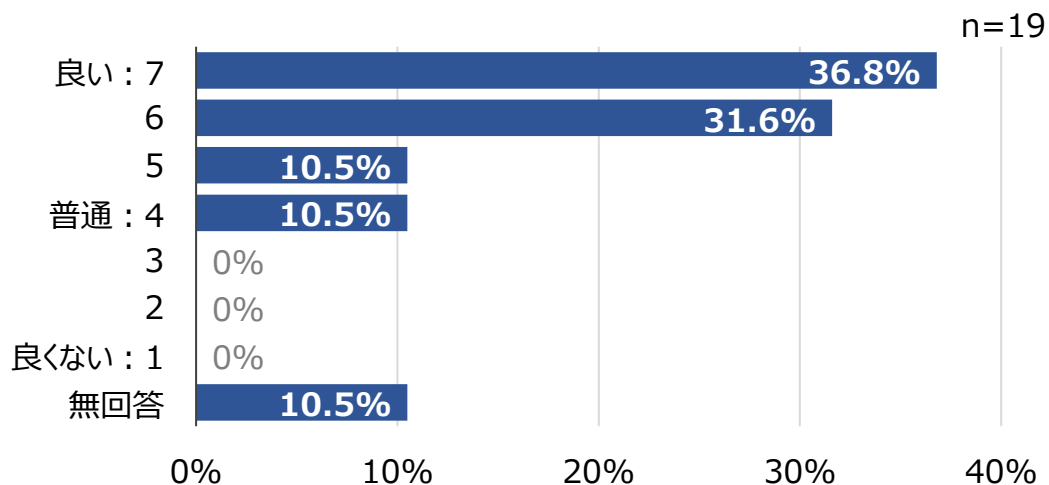
1. 個人情報保護委員会事務局総務課国際室「CBPR 認証の概要」



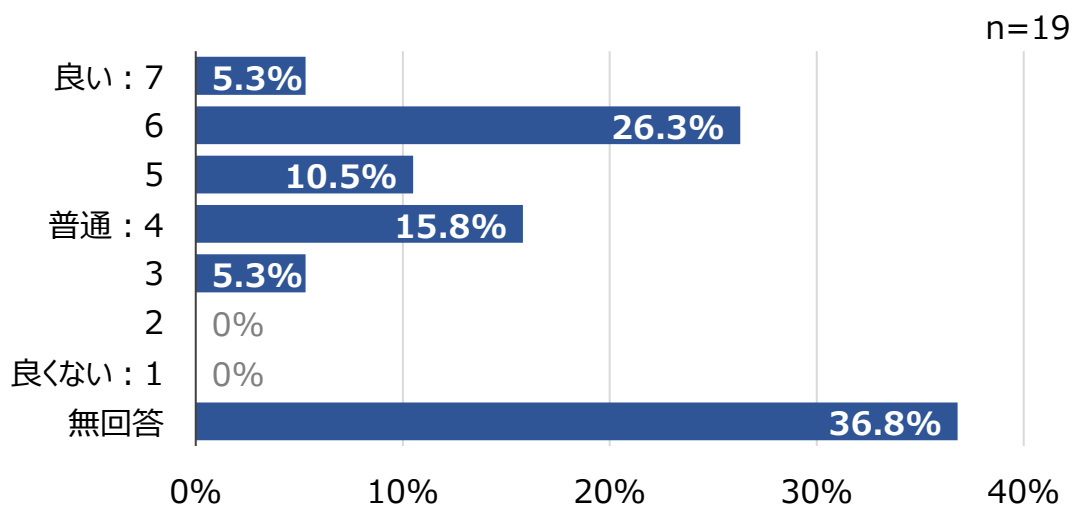
2. APEC CBPR 認証取得事業者 「CBPR 認証取得の意義」



3. パネルディスカッション 「グローバル CBPR の展開・普及に向けて」



4. JIPDEC 「CBPR 認証取得の紹介」



Q 3. CBPR システムについて理解が深まりましたか。(当てはまるものをチェックしてください。)

☐とても深まった ☐深まった ☐深まらなかった ☐わからない

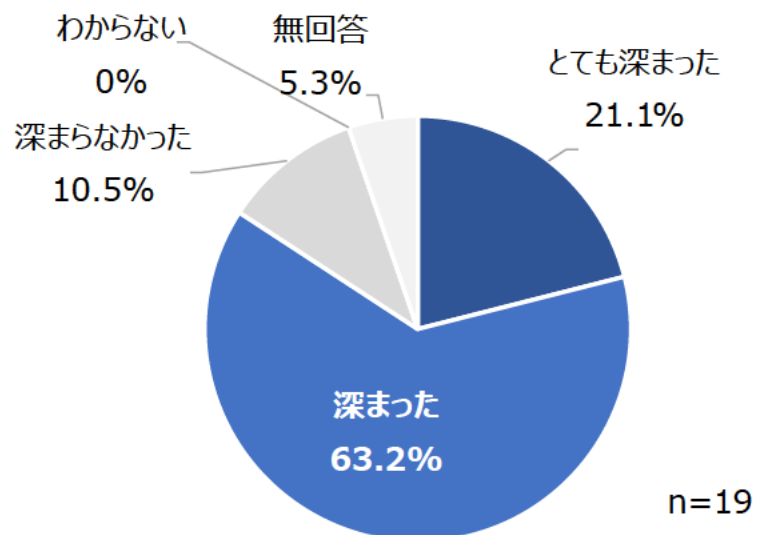


図 18 CBPR システムへの理解度

Q 4. CBPR システムのどのような点がメリット・魅力だと感じましたか。

()

表 15 Q4 に対する回答 (CBPR システムについてメリット・魅力を感じる点)

主なご意見
グローバルな認証 (APEC の統一ルールであることの信頼が得られる)
越境移転しやすくなる、国外移転の考え方が明確になる
第三者認証ということで客観的に評価してもらえる ※複数回答あり
取引における付加価値/社会的信頼、信用
グローバルなデータ流通の基礎が構築できる
異なる国の個人情報保護制度でも共通フレームワークにて、一定の個人情報レベルを確保している企業であると利用者が認識できる

Q 5. CBPR システムについて、改善してほしい点、必要な要素等がございましたら、お聞かせください。

()

表 16 Q5 に対する回答（CBPR システムの改善点、必要な要素等）

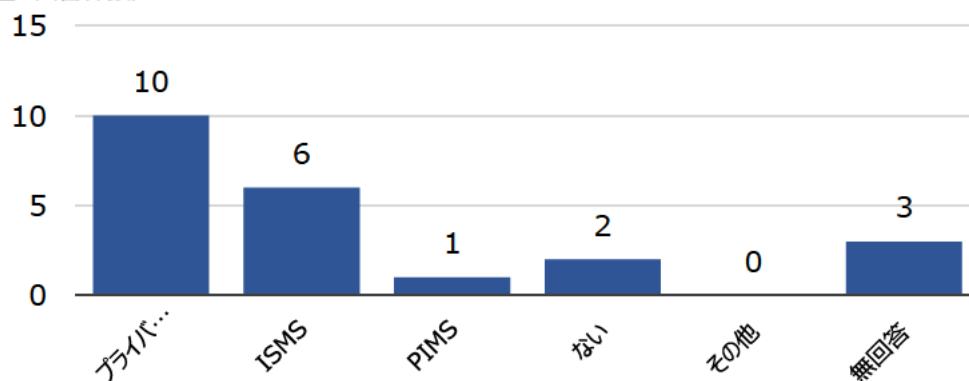
主なご意見
認知度の向上 ※複数回答あり
参加国を広げることが必要（共産国には不安が残る）
費用、個人情報関連の認証制度との違い等を分かりやすく発信して欲しい
P マークのアドオン認証ができれば普及しそう
求めるハードルの高さがあるにも関わらず、認証導入を勧めるのは矛盾を感じる 今日の説明を受けるに共産圏の国が、CBPR に参加した場合の対応やデメリットへの説明がない

Q 6. 個人情報関連の取得されている認証制度を教えてください。（複数選択可）

☐ プライバシーマーク ☐ ISMS ☐ PMS ☐ ない ☐ その他（ ）

（単位＝回答件数）

n=22



※なお、Q6 における「その他」に対する回答はなかった。

図 19 個人情報関連の取得済認証制度

Q 7. CBPR 認証の取得について、現在の検討状況と取得に際して課題・問題となっている点があればお聞かせください。（複数選択可）

- ☐ 内部検討中 ☐ 弁護士等外部に相談中
☐ 検討していない（☐ 移転データの取扱いがない ☐ 必要性を感じていない）
☐ 今後検討したい
 ↓ 取得に当たっての課題・問題点

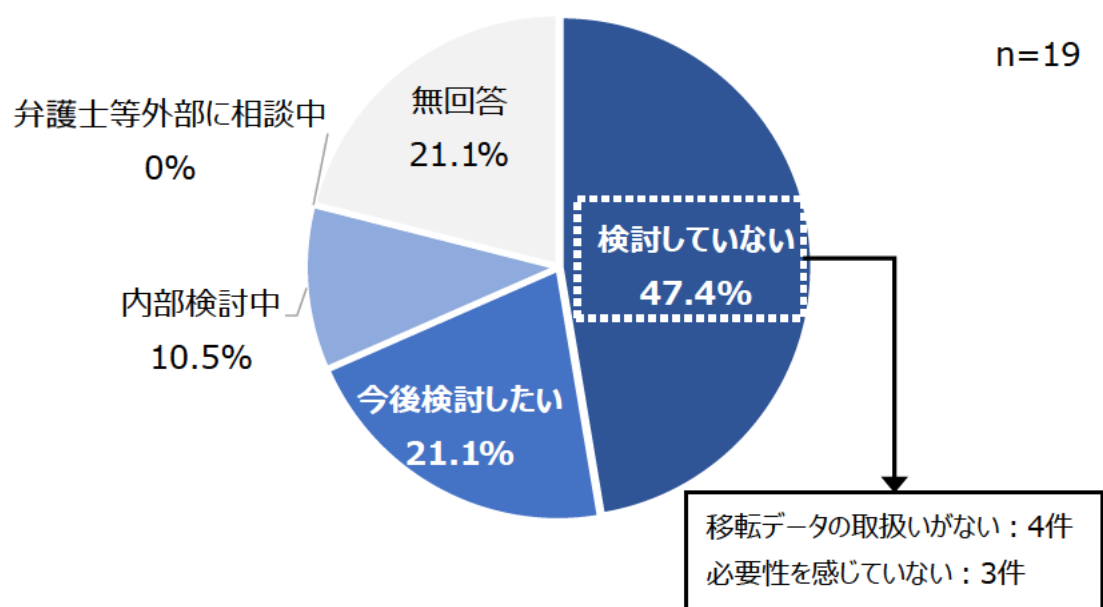
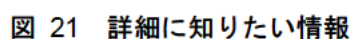


図 20 CBPR 認証の検討状況

表 17 Q7 における「取得に当たっての課題・問題点」に対する回答

主なご意見
個人データの定義の違いをどうすれば良いか
中小企業ではほかにもやる事があり、取得の優先順位があがらない
Pマークのアドオン審査として工数の軽減が可能か

☐CBPR の制度概要 ☐CBPR の申請手続き ☐個人情報保護法
☐その他



主なご意見
各国の個人情報保護法
ISO/IEC 27701
CBPR 認証制度の認証基準の解説と実用的な対応

自由記入欄（ワークショップ全体を通しての意見や感想等）

()

表 19 ワークショップ全体を通しての意見・感想

主なご意見
有識者の意見が参考になった
パネルディスカッションが理解を深める上でとてもためになった
企業間の認証制度で取組みやすいと思った
企業にも、消費者にも、認知が広まると良いと思う
Pマークを取得しているが、今後、越境移転の可能性が高まる為、CBPR 認証の取得を前向きに検討していいのではと感じた
Pマークを取得しているが、CBPR を新たに取得するには、コスト・工数との兼ね合いから導入が難しい為、CBPR と Pマークの関連が整理されると良い
普及すればメリットがあるかもしれないが、今のところは判断がつかない状況
挨拶関連が長すぎた
スクリーンが小さかった為、認証取得企業の資料だけでなく個人情報保護委員会の資料等も事前配布されると良かった、スライドが見づらかった ※複数回答あり

(2) 大阪開催

① 実施概要

大阪開催のワークショップは、以下の要領で実施した。

表 20 実施概要

実施概要	
イベント タイトル	経済産業省／個人情報保護委員会共催 「グローバル CBPR の展開・普及ワークショップ（大阪）」
主催	経済産業省／個人情報保護委員会共催 （事務局：JIPDEC）
開催日時	2024 年 1 月 10 日（水） 14:00-16:40
開催場所	リファレンス大阪駅前第 4 ビル貸会議室（2307AB 会議室） （大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第 4 ビル 23 階）

② プログラム及び実施報告

プログラム及び実施報告は、1) 福岡（博多）開催に準じるため割愛するが、大阪開催のワークショップでは申込者数 56 名に対し、29 名の方々にご参加いただいた。

開催風景		
		
「CBPR 認証の概要」 個人情報保護委員会事務局	「CBPR 認証取得の意義」 PayPay	「CBPR 認証取得の意義」 インターセクト・コミュニケーションズ
		
「パネルディスカッション」 登壇者	「CBPR 認証取得の紹介」 JIPDEC	「閉会挨拶」 経済産業省

図 22 開催風景

③ アンケート調査結果

大阪開催のアンケート調査の結果は、以下の結果となった。

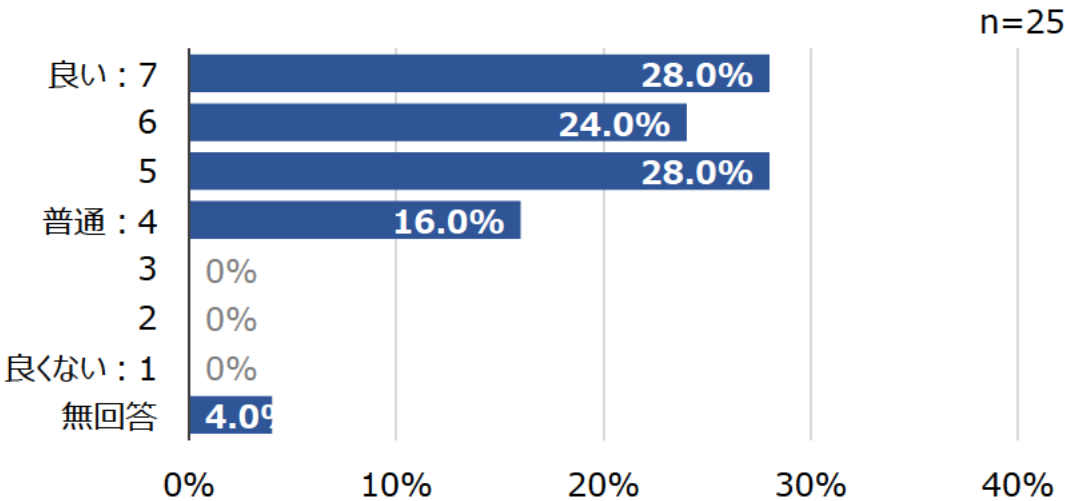
表 21 アンケート調査概要

調査概要	
実施日	2024 年 1 月 10 日（水）
調査方法	アンケート用紙への記入（当日回収）
質問項目	9 問（選択式 4 問、記述式 5 問）
調査対象	29 名（ワークショップ参加者）
回答数	25 名
連絡先の提供	12 名

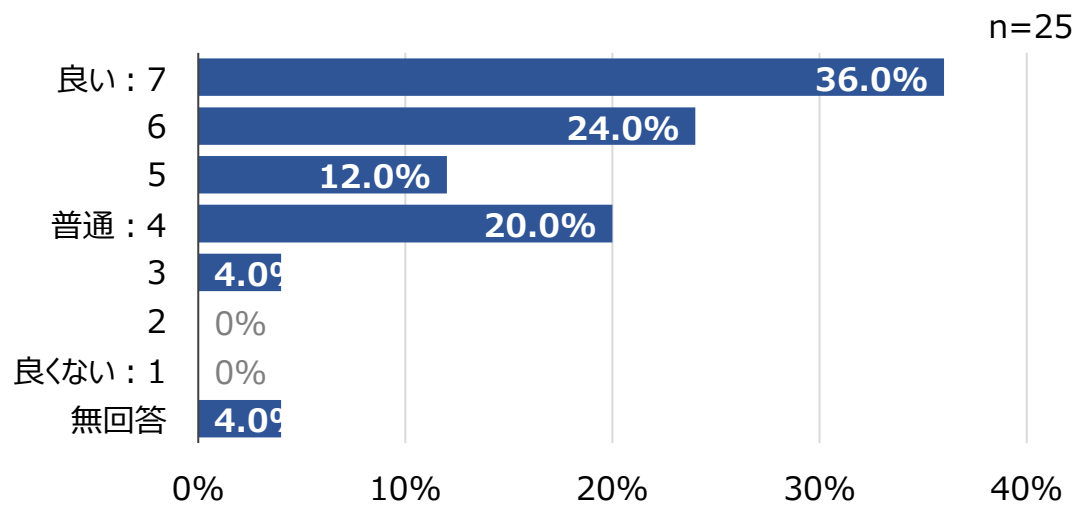
具体的な質問内容及びアンケート調査の結果は、以下のとおり。

Q 1. 今回のワークショップについて、お聞かせください。							
	良い	←	←	普通	→	→	良くない
ワークショップのテーマ、構成	7	6	5	4	3	2	1
ワークショップの内容の分かりやすさ	7	6	5	4	3	2	1

1. ワークショップのテーマ、構成



2. ワークショップの内容の分かりやすさ



Q 2. プログラムの内容について、お尋ねします。

個人情報保護委員会事務局総務課国際室「CBPR 認証の概要」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

APEC CBPR 認証取得事業者「CBPR 認証取得の意義」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

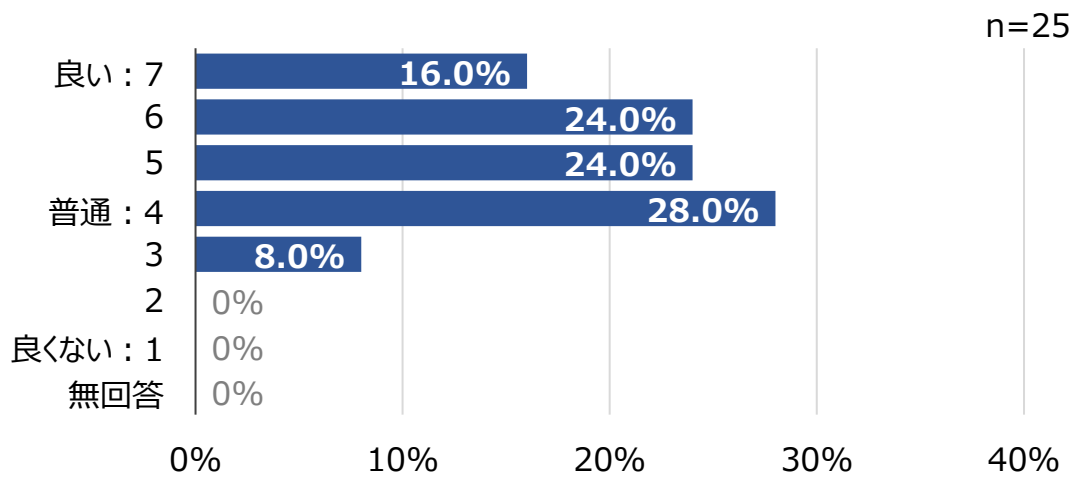
パネルディスカッション「グローバル CBPR の展開・普及に向けて」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

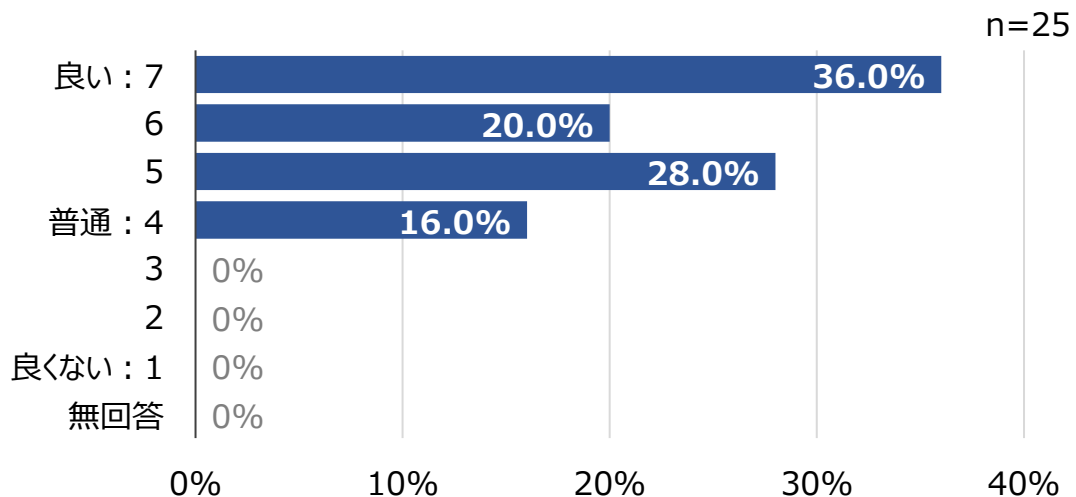
JIPDEC「CBPR 認証取得の紹介」

良い	←	←	普通	→	→	良くない
7	6	5	4	3	2	1

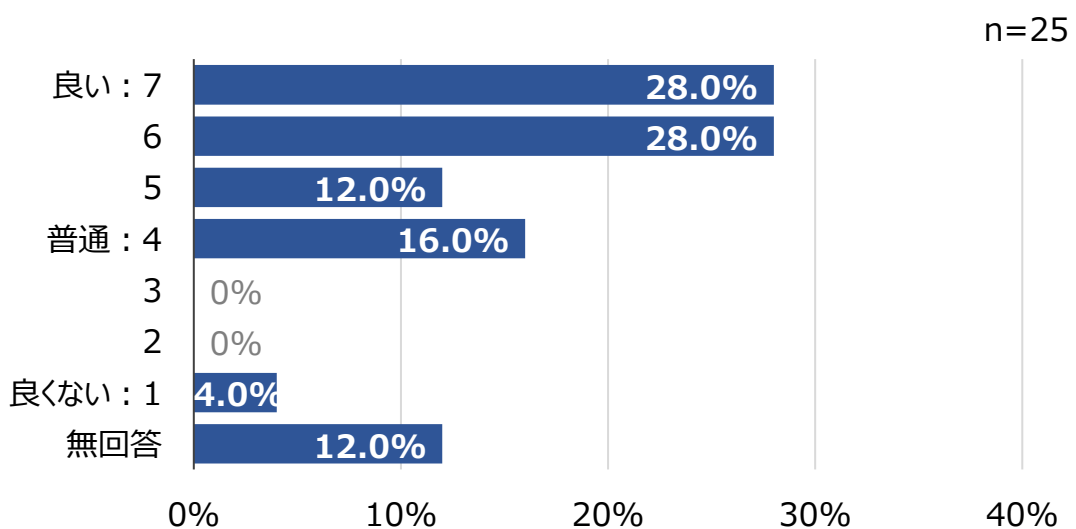
1. 個人情報保護委員会事務局総務課国際室 「CBPR 認証の概要」



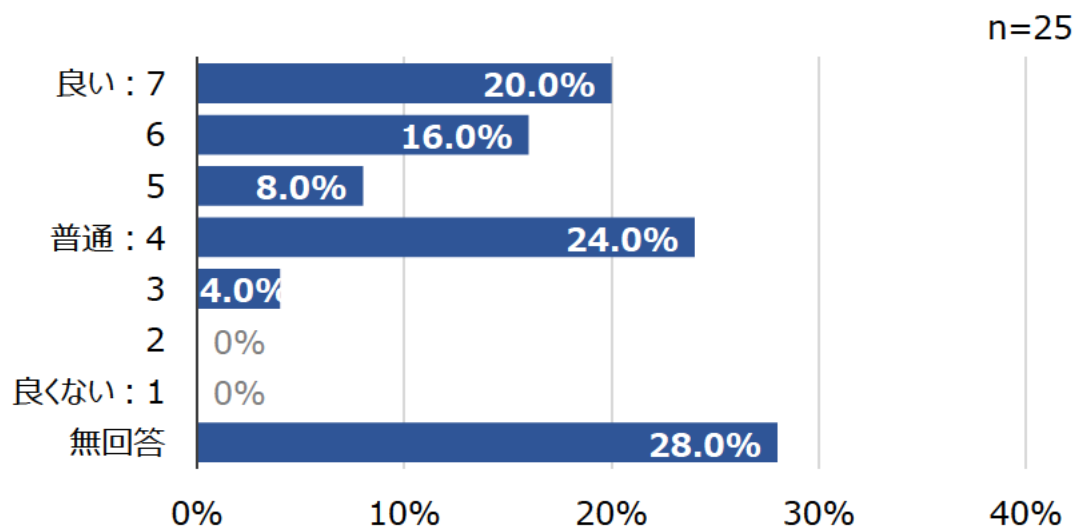
2. APEC CBPR 認証取得事業者 「CBPR 認証取得の意義」



3. パネルディスカッション 「グローバル CBPR の展開・普及に向けて」



4. JIPDEC 「CBPR 認証取得の紹介」



Q 3. CBPR システムについて理解が深まりましたか。(当てはまるものをチェックしてください。)

☐ とても深まった ☐ 深まった ☐ 深まらなかった ☐ わからない

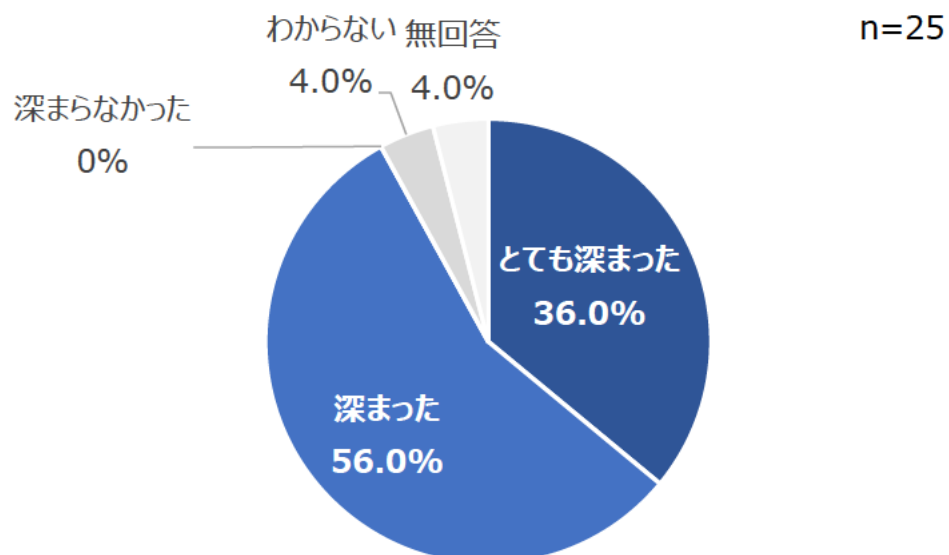


図 23 CBPR システムへの理解度

Q 4. CBPR システムのどのような点がメリット・魅力だと感じましたか。

(

)

表 22 Q4 に対する回答 (CBPR システムについてメリット・魅力を感じる点)

主な意見
ブランドイメージが UP する
客観的かつグローバルな水準での第三者評価
海外への個人情報流通を促進する上での認証登録は安心・安全の保証になる
個人情報の越境移転に関し、第三者のお墨付きが得られる
自社のデータマネジメントの再認識ができる
リスクの洗い出し、ガバナンス・知識・信用度の向上が図れる
毎年の審査により、リスクの洗い出しができる
海外企業からも取引先として選定される可能性が高まる 取得に向けて自社の棚卸しにもなる
Box 等、CBPR 認証の取得が提供するサービスの選択指標になる
管理体制の構築、トップマネジメント理解
認証取得によるコスト削減
個人情報、Personal Information の越境移転に関する国際的なスキームとして、将来的に に楽しみな認証・規格だと感じた
海外展開や海外のサービスを活用するには、管理しやすいと思うが、認証取得の必要性 (リスク) を見極めてからのことかと思う

Q 5. CBPR システムについて、改善してほしい点、必要な要素等がございましたら、お聞かせください。

(

)

表 23 Q5 に対する回答（CBPR システムの改善点、必要な要素等）

主な意見
もっと CBPR 認証制度に関する案内が欲しい
今回のイベントのようなメリットの発信
海外の取得事業者の事例等の公表
認証制度の知名度の向上
参加国、我が国の認証取得事業者の拡大
EU（GDPR）、ISMS、プライバシーマーク等との連動
P マークの他、ISMS 認証との関係も含めて、明確にしてもらいたい
毎年の受審で、審査期間が半年近いのは何故か

Q 6．個人情報関連の取得されている認証制度を教えてください。（複数選択可）

☐ プライバシーマーク ☐ ISMS ☐ PMS ☐ ない ☐ その他（ ）

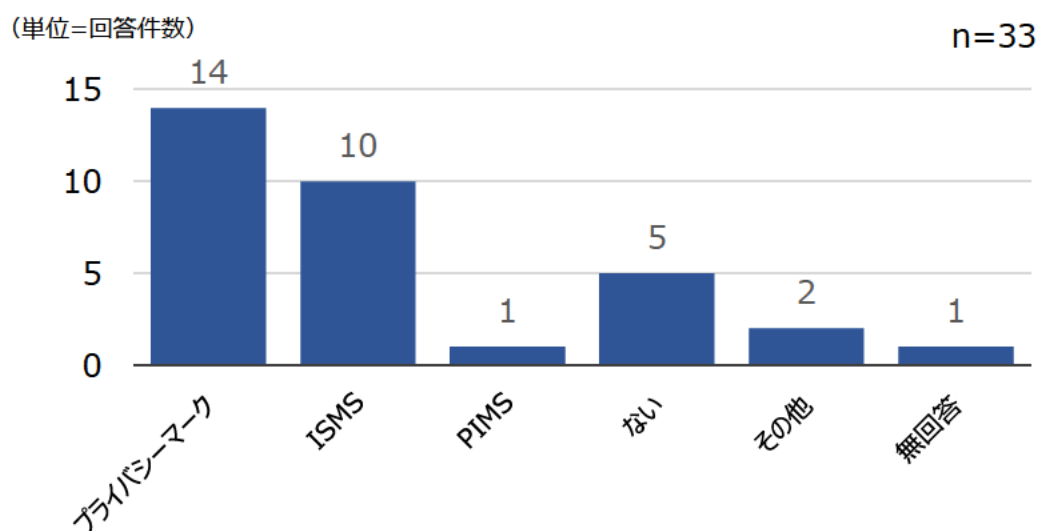


図 24 取得している認証制度

※なお、Q6「その他」に対する回答はなかった（回答の重複あり）

Q 7. CBPR 認証の取得について、現在の検討状況と取得に際して課題・問題となっている点があればお聞かせください。(複数選択可)

- ☐ 内部検討中 ☐ 弁護士等外部に相談中
☐ 検討していない (☐ 移転データの取扱いがない ☐ 必要性を感じていない)
☐ 今後検討したい

↓ 取得に当たっての課題・問題点

[]

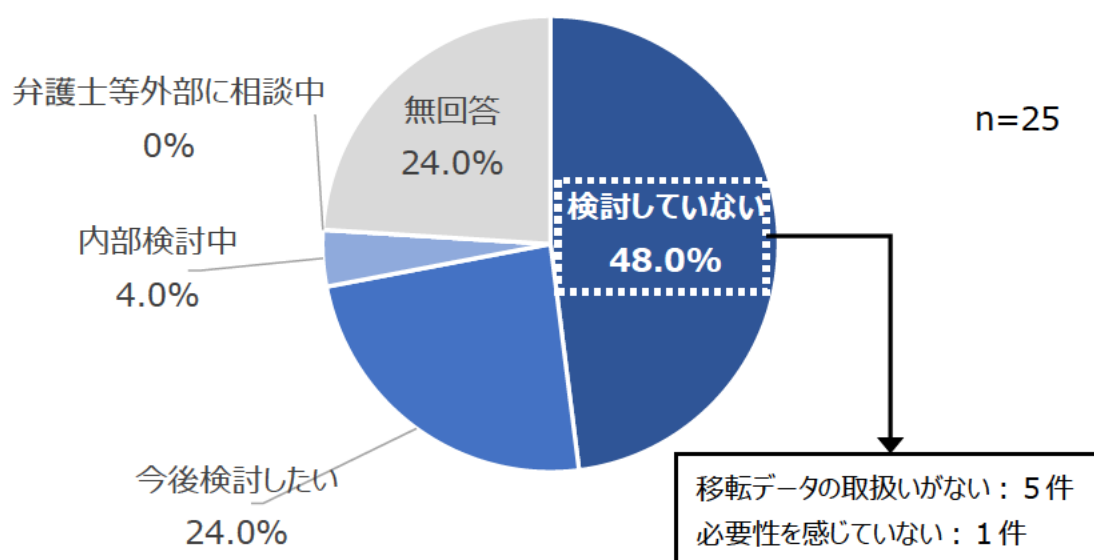


図 25 CBPR 認証制度の検討状況

表 24 Q7 における「取得に当たっての課題・問題点」に対する回答

主なご意見
費用とトップマネジメント（幹部クラス）に CBPR のメリットを理解してもらうこと
認証に対するコストが不明であること
認証業務の運用工数がかかること
イベントの開催は有益だが開催が少ない
誰に聞いたらいいのかわからず、制度に関する情報発信が必要。 取得時に確認する手間・コストも考える必要がある為、サポート窓口も併せて発信されるとよい
今のところ予定はないが、今後の事業展開により取得する方がメリットがある。 既に取得している認証取得との兼ね合いを考える必要がある。

☐CBPR の制度概要 ☐CBPR の申請手続き ☐個人情報保護法
☐その他

$n=33$

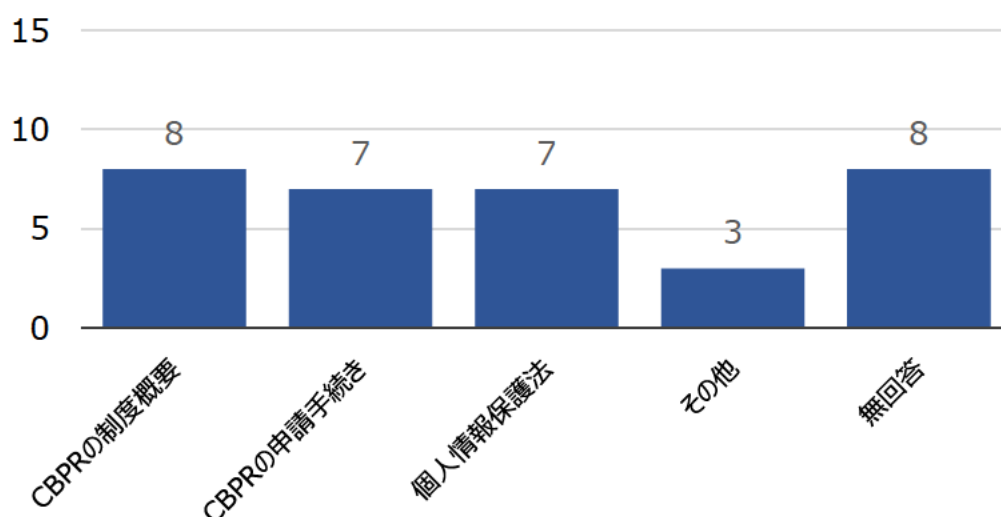


表 25 Q8 における「その他」に対する回答

主なご意見
3年ごとの見直しで、個人情報保護法が改正される内容と、具体的に実施すべきこと [補足：選択肢「個人情報保護法」をチェック]
審査の方式、スケジュール的な内容、手順はどんなものか [補足：選択肢「CBPRの申請手続き」をチェック]
具体的な申請手続きや必要な準備が知りたい [補足：選択肢「CBPRの申請手続き」をチェック]

自由記入欄（ワークショップ全体を通しての意見や感想等）

〔

〕

表 26 ワークショップ全体を通しての意見や感想

いただいたご意見
非常に参考になり、面白い内容であった
CBPR についての理解が深まった
取引先は CBPR 認証取得のメリットを説明していこうと思った
こういったワークショップを多く開催してほしい
認証取得の意義で登壇された事業者の話が大変参考になった (越境移転の対応に第三者の評価を得られることが安心材料になる点は納得できた)
個人情報の事故を防ぐ効果的な手法を JIPDEC が、数多く示してほしい
海外のクラウドサービスを利用する機会が増えた為、利用に際してリスクを考える機会となった
クラウドサービス利用が増えている当社としては、クラウドサービスの安全管理措置として、具体的に何をどこまですべきかということが課題だと思っている
企業のスライドデータは事前共有があったが、その他のスライドデータも共有して欲しかった
話の基礎となる知識がない為、CBPR の存在意味を理解できなかった 欧州の GDPR や米国の法制等の基本的な説明が欲しかった

地方で開催した2回のワークショップで実施した事後アンケートの結果から、ワークショップのテーマや構成については概ね良い評価をいただき、CBPR への理解度も 85%~90% が深まったと回答があった事から、地方での対面によるワークショップは認証制度の普及啓発として有効な手段と考えられる。自由記入のコメントでは、CBPR 認証制度に関する情報発信や、本ワークショップのようなイベントの発信を希望する声が複数寄せられた。また、CBPR システムの改善点や必要な要素としては、認知度の向上や CBPR システムに参加する国・地域の拡大を挙げる声が多く、制度全体の認知度を高めるための普及啓発活動は、今後も引続き定期的に継続して取り組むことが必要だと確認できた。

更に、普及啓発活動と共に、CBPR 認証の取得を検討する事業者に向けて、政府機関や審査機関によるキメ細やかな情報提供や相談窓口の充実を図ることが、より実効性のある普及啓発の推進につながる事も、アンケートからの有用な示唆となった。

令和5年度規制改革推進のための国際連携事業
(データの越境移転に係る国内のニーズに関する動向調査)

調査報告書

令和6年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

デジタルコンサルティング部

〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目 5-5 大手町タワー